

Disclosure 2026

日新火災の現状

次の一步の力になる。



はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について
わかりやすく説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状
2026」を作成しました。

当社をご理解いただく上で、本誌が皆さまのお役に立てば幸いです。

2026年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

会社の概要 (2026年7月1日現在)

社名	日新火災海上保険株式会社
創業	1908年(明治41年)6月10日
資本金	101億円
従業員数	2,060名
代理店数	7,880店
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

子会社
日新火災情報システム株式会社
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2026年3月31日現在



日新火災

当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

目次

トップメッセージ	2
お客さまにご満足いただくために	4
トピックス	10

東京海上グループについて

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

日新火災の経営について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2025年度の事業概況	26
コーポレートガバナンスの状況	28
内部統制基本方針	30
コンプライアンスの徹底	32
個人情報への対応	37
勧誘方針	43
募集制度	44
リスク管理	46
資産運用	50
情報開示	51
サステナビリティの考え方	52

商品・サービスについて

保険の仕組み	62
個人向け保険商品	66
企業向け保険商品	68
事故時のサービス	70
個人向けサービス	72

企業向けサービス	73
新商品の開発および約款・料率の改定	74

業績データ

事業の状況	76
経理の状況	86

コーポレートデータ

沿革	124
株式の状況	125
会社の組織	127
役員の状況	128
従業員の状況	131
健康経営の取り組み	133
企業集団の状況	134
設備の状況	135
店舗ネットワーク	137

トップメッセージ

リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い “あんしん”をお届けしてまいります

平素より、皆さまには日新火災をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

日本経済は緩やかに回復していますが、物価上昇の継続や中東情勢等の影響による先行きの不透明さは依然として続いております。そうした中でも、変化する社会環境やお客さまニーズを的確に捉え、持続的な経営基盤の強化に取り組むことが重要であると考えております。

当社は「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」を経営理念として掲げております。



2024年度からスタートした中期経営計画におきましても、「事故によるダメージを受けやすいお客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」という当社のなりたい姿を実現すべく、各施策を着実に推進しております。

2025年度は、株式会社NTTドコモと、持家住宅をお持ちのお客さま向けに、インターネット完結型でお手頃な保険料で加入できる火災保険として「ドコモの火災保険」を発売しました。

また、事業者向け統合賠償責任保険「ビジサポ」およびインターネット完結型賠償責任保険「事業をおまもりする保険」にご契約いただいた飲食業、理容・美容業、宿泊業の事業者さま向けに、新たな付帯サービスとして「すま〜とクローズ<キャンセル料集金代行サービス>」を新設しました。

さらに、社員一人ひとりが専門性を向上させ、高い事故解決力・対応力を発揮し、お客さまに当社ならではの付加価値を提供するための取り組みを推進しました。

とりわけ、豪雨、台風、地震などの災害時や降雪期には、被災されたお客さまにいち早く“あんしん”をお届けできるよう、全社一丸となってお客さま対応に注力しました。



経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

- ◆ 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- ◆ 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- ◆ 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- ◆ 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- ◆ 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

2026年度は東京海上グループおよび当社の中期経営計画の最終年度にあたります。

最大のテーマは、「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ることです。

引き続き各施策を推進していくとともに、お客さまのニーズやお困りごとをよく知るための活動をコア業務と位置づけ、当社ならではの強みとして確立されるまで継続して取り組んでまいります。

事故によるダメージを受けやすい小規模事業者等のお客さまの期待に応え、事業の安定と継続を支えるため、

価値提供の進化に取り組むとともに、事業価値とお客さま体験価値の両面を高めることで、当社は「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を目指してまいります。

今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年7月

取締役社長

織山 晋

お客さまにご満足いただくために

お客さま本位の業務運営

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げています。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品と、ご満足いただけるサービスを提供し、地域社会の発展に貢献するよう取り組んでいます。

「お客さまから本当に信頼される」よう、“適正な業務運営に留まらず、お客さまをはじめ広く社会の要請に応えていくこと”（＝コンプライアンスの徹底）は、当社の経営理念の実現に向けた本来業務そのものであり、事業活動のあらゆる局面において最優先する必要があります。「お客さま・社会の常識とのギャップがないか」「判断軸がずれていないか」といった視点をもって「正しいことを正しく行う」組織風土の醸成に全社一丸となって取り組んでまいります。

そして、「お客さま・社会の常識」を全ての思考と行動の出発点とした上で、「お客さま本位の業務運営方針」に基づき「保険本来の価値をいかにして提供していくか」という観点で具体的な取り組みを強化しています。

社会環境が大きく変化し、リスクも複雑化・多様化する中で、事故や災害といった非日常的な状況はもちろんのこと、平時においても、お客さまに安心していただくための「寄り添う力の担い手」となることが、当社に求められている使命だと考えております。

当社は、「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」という揺るぎない使命感を持ち、その実現に向けて取り組んでまいります。また、良き企業市民として社会とともに持続的成長を遂げ、すべての人や社会から真に必要とされる良い会社“Good Company”を目指し、代理店と一体となって努力し続けてまいります。

お客さま本位の業務運営方針

■ 運営方針1：お客さま本位行動宣言

「お客さま・社会の常識」をすべての思考と行動の出発点としたうえで、「保険本来の価値をいかにして提供していくか」という観点で行動してまいります。

社会のインフラ機能の一部を担うものとしての自覚と責任を持ち、各種関係法令の遵守は当然のこと、お客さま本位で何をすべきかを考え、あらゆる業務プロセス・商品・サービスを見直し、代理店とともに、「最も身近で信頼されるお客さま本位の会社」を目指してまいります。

※「社会のインフラ機能」・「保険本来の価値」とは

損害保険は、万が一の場合の補償提供等を通じて、「お客さまに『あんしん』をお届けする」という社会的インフラの機能を有しています。「お客さまに『あんしん』をお届けする」ためには、お客さまを取り巻くリスクや課題を正確に把握したうえで、最適な保険やサービスを提供することが必要であり、それが「保険本来の価値」と当社は考えています。

■ 運営方針2：お客さまの声をいかした業務運営

「お客さまの声」を真摯に受けとめ、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的にいかしてまいります。

■ 運営方針3：商品・サービスの開発・改定

お客さまを取り巻くリスクやお客さまのニーズに応じたわかりやすい商品・サービスを迅速に開発し、丁寧に情報提供することで、お客さまに最大のご満足をお届けしてまいります。また、安定的に商品・サービスを提供できるよう、リスク管理に十分留意してまいります。

■ 運営方針4：商品・サービスのご提案

お客さまを取り巻くリスクや、お客さまのご意向や情報を把握した上で、ご契約を締結するに際して必要な情報を提供しながら、お客さまにふさわしい商品・サービスをご提案するよう努めてまいります。

■ 運営方針5：保険金のお支払い（損害サービス）

お客さまに迅速かつ適切に保険金をお支払いするよう努めるほか、お客さま一人ひとりの状況や立場、思いに寄り添った損害サービスを実現するよう努めてまいります。また、適正な保険金支払態勢を整備し、信頼に応える損害サービス品質を確保してまいります。

❖ 運営方針6：

お客さま本位の行動を動機づける態勢等

各種の表彰制度・業績評価制度等のあらゆる仕組みにおいて、お客さまや社会に「保険本来の価値をいかに提供していくか」というお客さま本位の思考を軸に評価することとし、お客さま本位の行動を動機づける態勢を構築してまいります。

❖ 運営方針7：利益相反等の管理

お客さま本位の業務運営を推進し、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反等の管理に努めてまいります。

「お客さまの声」への対応

❖ 「お客さまの声」 対応基本方針

当社は、「お客さまの声」対応基本方針を策定し、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質の向上を目指し、取り組んでいます。また、「お客さまの声」への対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の業務運営を実現します。

「お客さまの声」 対応基本方針

「お客さまの声」を真摯に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的に活かします。

❖ 「ISO 10002」 規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)」に準拠した業務態勢見直しを行い、2008年7月に公表しました。

現在は、この取り組みを一層強化し、「お客さまの声」に基づいた業務品質の向上に努めています。

※ ISO10002は2004年に発行された国際規格です。規格への適合を自らの責任で確認することで、対外的に適合を宣言することができます。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

❖ 「お客さまの声」 の受付窓口

当社では、お客さま相談室、テレホンサービスセンター、事故受付センター、ホームページ、代理店、全国の営業・損害サービス拠点等で「お客さまの声」を承っております。

特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

■ お客さま相談室

相談対応窓口として設置し、お客さまからのご意見やご要望および当社や当社代理店への苦情や不満を承っています。

0120-17-2424

(受付時間 9:00～17:00・土日祝日除く)

2025年度は1,696件のご相談等を承りました。そのうち336件が「苦情と不満」となっています。

■ 日新火災テレホンサービスセンター

当社の商品やサービスに関するご相談やお問い合わせを承っています。

〈自動車保険〉0120-616-898

〈火災保険〉0120-156-932

〈その他の保険〉0120-718-268

(受付時間 平日9:00～18:00・土日祝日9:00～17:00)

2025年度は55,468件のご相談等を承りました。そのうち811件が「苦情と不満」となっています。

■ 日新火災事故受付センター

保険金の請求に関するご相談やご不満を承っています。

〈自動車事故〉0120-25-7474

〈自動車以外の事故〉0120-232-233

(受付時間 24時間365日)

お客さまにご満足いただくために

2025年度は17,380件のお問い合わせ等を承りました。
そのうち178件が「苦情と不満」となっています。

■ ホームページ照会窓口

(<https://www.nisshinfire.co.jp/>)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用ページを設け、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、当社へのご意見等を承っています。

✚ アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的にお聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施しています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、より一層お客さまにご満足いただけるよう代理店とともにサービス品質の向上を図っていきます。

■ 契約手続きに関するアンケート

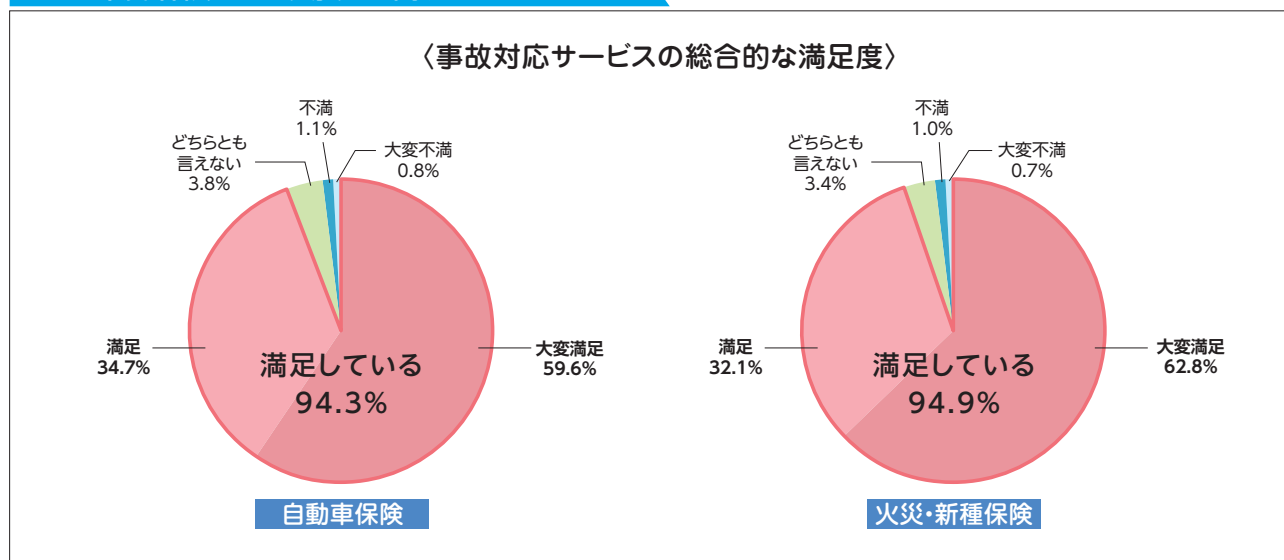
契約手続き時の対応に関するアンケートをインターネット上で実施しており、2025年度はご回答いただいたお客さまのうち89.2%の方からのご満足の評価をいただいています。

■ 保険金のお支払いに関するアンケート

保険金のお支払い後に、事故対応サービスに関するアンケートを実施しています。2025年度はお客さまから24,127件のご回答をいただきました。

アンケートでは、事故受付から保険金をお支払いするまでの事故対応サービス全般や、担当者・代理店による対応へのお客さまの評価を伺っています。

2025年度 保険金のお支払いに関するアンケートより



お客さまからの苦情への対応

✚ 「苦情」とは

当社では、「お客さまから不満足の原因があったもの」を「苦情」として受けとめています。いただいた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

✚ 「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」により、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を記録しています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等は当社ホームページにも開示しています。

■苦情受付件数

	2024年度	2025年度
1. 契約・募集行為		
(1) 商品内容(補償内容等)	17	27
(2) 契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	120	173
(3) 募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	83	87
(4) 契約内容・条件等の説明不足・誤り	191	207
(5) 契約の引受(条件、制限等)	30	24
(6) 保険料の計算誤り	56	52
(7) 接客態度	13	20
(8) 帳票類(申込書、請求書、パンフレット等)の内容	19	31
(9) その他	180	198
小 計	709	819
2. 契約の管理・保全・集金		
(1) 証券未着・誤り	11	19
(2) 分割払・口座振替対応	66	86
(3) 契約の変更手続き	230	259
(4) 契約の解約手続き	205	219
(5) 満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	3	2
(6) 接客態度	12	16
(7) その他	45	73
小 計	572	674
3. 保険金		
(1) 保険金のお支払い金額	136	147
(2) 対応の遅れ・対応方法	547	647
(3) 保険金お支払いの可否	41	45
(4) 接客態度	282	300
(5) その他	1	9
小 計	1,007	1,148
4. その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	65	106
合 計	2,353	2,747

■中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界に関連した紛争解決機関

■一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

【電話番号】

03-4332-5241(全国共通)

【受付時間】

月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く)
の午前9時15分～午後5時

【センター所在地】

そんぽADRセンター東京:東京都千代田区

そんぽADRセンター近畿:大阪府大阪市中央区

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

■一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争の公正かつ適確な解決を通して被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について書面により審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご覧ください。

(https://www.jibai-adr.or.jp/)

■公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご覧ください。

(https://www.jcstad.or.jp/)

お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

■ お客さま本位の業務運営委員会

お客さまにご満足いただけるサービスを提供するとともに、真のお客さま本位を実現させるため、社長を委員長とし、役員および複数名の社外委員（社外有識者、消費者代表）で構成する「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。

この委員会では、当社が把握したお客さまに影響を及ぼす（可能性のある）業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善につなげています。

「お客さまの声」等の情報を各委員間で共有した上で、十分な時間をかけて論議し、お客さまへの被害やご迷惑を及ぼす（可能性のある）事案について、お客さま対応（予防・被害の最小化）および改善策が確実に実施されていることを確認し、「お客さま本位」を基軸とした業務の遂行に努めています。

また、「お客さまの声」等を起点に商品・サービスや会社業

務全般の品質を改善する取り組みについて、評価・提言を行っています。

■ お客さまの声活用システム

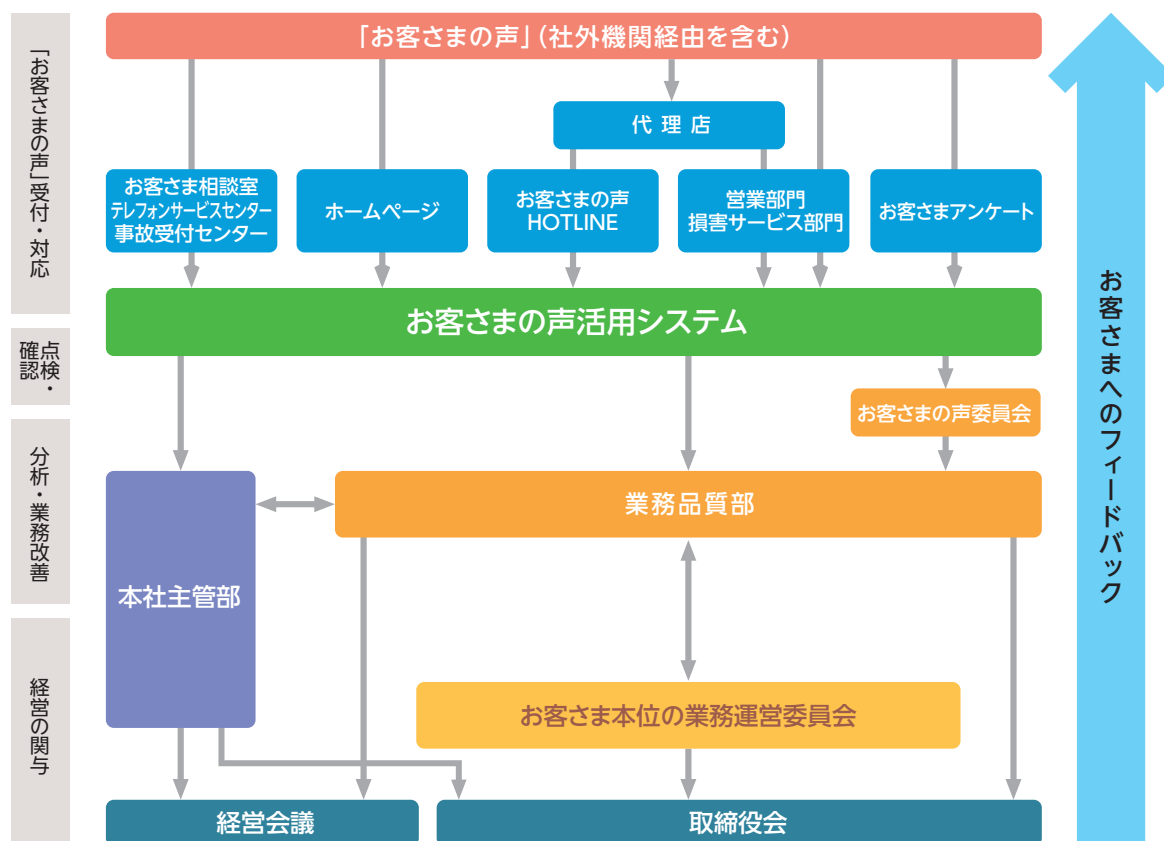
お客さまの声を施策にいかすため「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの視点に立った「社員の声」等を「お客さまの声活用システム」に記録し、受付から対応までの経過をすべて一元管理しています。

2025年度は5,487件の「声」を承りました。

■ お客さまの声委員会

全国の営業部門・損害サービス部門に「お客さまの声委員会」を設置しています。この委員会では、各拠点で受け付けたお客さまの声について議論・分析し、効果的で継続可能な再発防止策の策定や好事例の共有を行うことを通じて、お客さま対応品質の向上に努めています。

「お客さまの声」対応態勢



「お客様の声」をもとに実施した改善事例

事例1 コンタクトセンターでの解約受付

<お客様の声>

代理店や営業店を通さず、コンタクトセンターで解約手続きをできるようにしてほしい。

<改善事例>

お客様がコンタクトセンターに保険契約解約のご意向をご連絡いただいた場合、これまでは改めて代理店や営業店からご連絡し、解約手続きをご案内しておりました。この対応を見直し、自動車保険は2024年9月、火災保険は2025年5月から、お客様のご希望がある場合にはコンタクトセンターで解約手続きを直接お受けできるようにしました。（一部対象外あり）

事例2 火災保険のパンフレットの表記を改善

<お客様の声>

火災保険（ビジネスプロパティ）のパンフレットで、補償対象外となる損害の記載方法が分かりにくい。「保険金をお支払いできない場合」の欄に記載されているものの、「保険金をお支払いする場合」の欄の方向に矢印が向いており、水色で囲まれていることから、補償対象であると勘違いしてしまった。

<改善事例>

パンフレットの「保険金をお支払いできない場合」の記載を見直し、矢印などは使用せず、グレーで囲んで記載しました。

事例3 ドライブレコーダー（ドラレコ）取り付けサービスのご利用案内の改善

<お客様の声>

ドラレコ特約で貸与されるドラレコの取り付けを依頼する際、手続きをわかりやすくしてほしい。また、ドラレコ事務局に問い合わせをしたとき、住所、電話番号、車種などたくさん聞かれたが、法人契約では契約上の登録内容がすぐにわからないことがあるため、確認するのは最低限の項目にしてほしい。

<改善事例>

ご案内書類に「取り付けサービス（有料）があること」、「取り付けサービスを利用する際には、ドラレコ事務局に電話して予約が必要なこと」を明記しました。また、ドラレコ事務局にお電話いただいた際には、契約者名・車両登録番号をお伝えいただければ対応できるようにしました。

事例4 自動車保険非対面手続き「Webらく手続き」の手続き画面改修

<お客様の声>

スマートフォンでWebらく手続きを進める際に、画面遷移が多く、別画面に切り替わる場合は元のページに戻る操作が発生するので不便だった。操作性を向上させてほしい。

<改善事例>

「補償おすすめチラシ」などの情報を表示する際に、別画面に切り替わる仕組みとしていましたが、元のページへの戻り方がわかりにくくなっていました。そこで、手続き画面上にポップアップで情報を表示する形に変更し、画面遷移を減らしてよりスムーズに操作できるようにしました。

事例5 火災保険の申込書のレイアウトを改善

<お客様の声>

火災保険（ビジネスプロパティ）の申込書に印字されている特約名がコードのみで、契約内容がわかりにくい。また、自動付帯の特約はその旨記載してほしい。

<改善事例>

申込書のレイアウトを改善し、特約名や自動付帯される特約の説明を記載しました。

事例6 保険金お支払いのご案内の表記を改善

<お客様の声>

保険金の支払案内が届いたが、あて名がカタカナ表記であり違和感を覚えた。漢字にすべきではないか。

<改善事例>

お客様向けの書類作成システムを改善し、漢字表記で見やすいお客様向け書類を作成するようにしました。

トピックス

■「ドコモの火災保険」の提供を開始

2026年3月より、株式会社NTTドコモと「ドコモの火災保険」(以下、本保険)の提供を開始しました。

ドコモの火災保険

〈背景〉

当社と株式会社NTTドコモは、2025年3月24日から「ドコモの賃貸火災保険」の提供を開始し、累計販売件数は約1年で7,600件を突破(2026年3月14日時点)しました。「ドコモの賃貸火災保険」ではお手頃な保険料に加え、dポイントがたまる点がお客さまからご好評いただいています。このたび、より多くのお客さまにサービスをご利用いただけるよう、持家住宅(マンションの所有戸室を含む)をお持ちのお客さま向けの火災保険として、新たに本保険の提供を開始しました。

〈特徴〉

本保険は、インターネット完結型の保険のため、お手頃な保険料でご加入いただけます。また、保険料(地震保険料およびdポイント利用分を除く)に対して最大2.0%のdポイントがたまり、お支払い方法が「d払い[®]」の場合は、dポイントで保険料をお支払いいただくことも可能です。なお、ドコモの回線をお持ちでないお客さまもお申込みいただけます。

■ ビジサポ・事業をおまもりする保険 新サービスの提供を開始『すま〜とクローズ<キャンセル料集金代行サービス>』

2026年3月より、統合賠償責任保険「ビジサポ」およびインターネット完結型賠償責任保険「事業をおまもりする保険」にご契約いただいた飲食業、理容・美容業、宿泊業の事業者さま向けに、新たな付帯サービスとして『すま〜とクローズ<キャンセル料集金代行サービス>』の提供を開始しました。



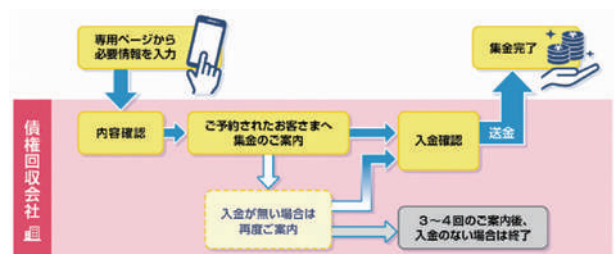
〈背景〉

近年、予約ツールの普及・多様化によりインターネットやアプリによる予約が一般的となり、店探し・宿探しの延長で簡単に予約が行えるようになりました。その反面、予約が手軽になったことで、利用日直前のキャンセル(ドタキャン)や、連絡なしの無断キャンセル(ノーショー)といった事業者さまを悩ませるキャンセルも増えています。

キャンセルの中でも無断キャンセルについては、事業者側が材料費や人件費、逸失利益(機会損失)や廃棄費用などの損害を被るだけでなく、利用者側にとっても、本来予約できたはずの席が予約できなかつたり、キャンセルによる被害が価格転嫁されてしまつたりするなどの影響があります。さまざまな事情から、キャンセル自体は発生し得るとしても、直前のキャンセルや無断キャンセルを減らすことができれば、社会全体にとって有益であると考え、債権回収会社と共同で本サービスを開発しました。

〈特徴〉

予約のキャンセルが発生した際に、当社が提携する債権回収会社が、事業者さまに代わってキャンセルポリシーに基づくキャンセル費用(以下「キャンセル料」)の集金業務を行います。ご依頼方法は、『すま〜とクローズ<キャンセル料集金代行サービス>』の専用ページにアクセスし、必要情報(事業者さまに関する情報・キャンセル料に関する情報)をご入力いただく形となります。債権回収会社は、専用ページにご入力いただいた情報を基に、SMS(ショートメッセージサービス)を用いて、予約をキャンセルした方にキャンセル料のご案内を行います。



サービス利用料の着手金は無料で、キャンセル料の集金ができただけの場合のみ「集金したキャンセル料の20%+消費税」が集金代行手数料として発生する完全成功報酬型のサービスです。なお、サービスの利用は任意であり、発生した予約のキャンセルすべてで集金業務の代行を依頼する必要はありません。

❖ 俳句甲子園を応援

当社は、「全国高等学校俳句選手権大会(以下「俳句甲子園」)」の趣旨に賛同し、第19回大会(2016年)より継続してこの文化的イベントの支援を行っています。

2025年8月23、24日に開催された第28回俳句甲子園では、大会運営ボランティアの派遣に加え、企業ブースを設置し、暮らしに役立つサステナブルな情報や日常生活の中で簡単にできるアクションを紹介する『日新火災 withCaNday』にまつわる体験型イベントを開催しました。来場者の方々には、当社が取り組むサステナビリティへの理解を深めていただく機会を提供いたしました。



表彰式ではプレゼンターとして登壇し、未来を担う若者たちの努力を称賛しました。

当社はこれからも、高校生の表現力や文化的交流を促進し、未来世代の豊かな人間性を育む「俳句甲子園」への支援を通じて、同大会の活動を継続的に応援してまいります。

❖ 女性の活躍推進に関する優良企業認定マーク「えるぼし」の最高位3段階目を取得

当社は、2025年9月11日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法)」に基づき、厚生労働大臣から最高位となる「えるぼし」の3段階目を取得しました。



えるぼし認定マーク 3段階目

「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主が、都道府県労働局への申請により女性の活躍に関する取組が優良な企業として認定を受ける制度です。認定は「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目の認定基準を満たした数に応じ、3段階に分かれています。当社は、これらの5つすべての基準を満たし、最高位の3段階目(3つ星)を取得しました。

当社は、経営理念である「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を実現するために、引き続き多様な人財が持てる力を最大限発揮できる環境作りに取り組んでまいります。

トピックス

スポーツクライミング

2018年10月に「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会」(代表理事:町田幸男、以下「JMSCA」)のオフィシャルパートナー契約を締結しています。2025年4月1日には国内大会はもちろん、国際大会での優勝経験を有する百合草碧皇さんが当社社員として入社し、業務に従事しながら競技活動を続けています。



クライミング体験キャンプ等を通じた競技の普及

2025年8月に茨城県で「JMSCA クライミング体験キャンプ in 鉾田 supported by 日新火災」を開催しました。当日は原田海選手、榑崎明智選手、中村真緒選手、百合草碧皇選手が講師となり、参加した小学生へのデモンストレーションや直接指導を通して、クライミングの楽しさを体験してもらう場を提供しました。



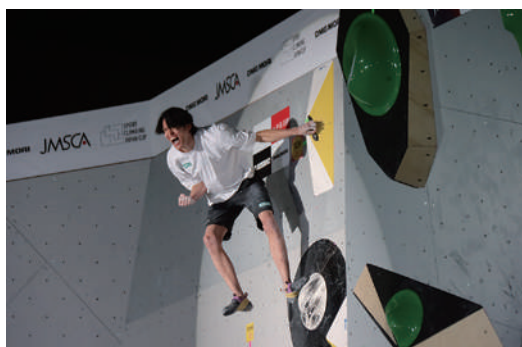
クライミングワールドカップシリーズでの活躍

2025年4月～9月にクライミングワールドカップシリーズが開催され、当社所属の榑崎明智選手、中村真緒選手がボルダー種目に、百合草碧皇選手がリード種目に出場しました。ボルダー種目は全6戦の結果、榑崎明智選手が第1戦で決勝3位でフィニッシュして表彰台入りを果たしたほか、中村真緒選手は第3戦で自身初となるワールドカップシリーズ初表彰台入りと初優勝を掴みました。さらにワールドカップシリーズの年間ランキングでは自己最高の年間ランキング2位をマークし、年間表彰台に上がりました。



ボルダージャパンカップ2026 (BJC2026) で優勝

ボルダー種目で日本一を決める大会、「ボルダージャパンカップ2026」が2026年2月に開催され、当社所属選手の中村真緒選手、榑崎明智選手、百合草碧皇選手が出場し、榑崎明智選手が見事優勝を果たしました。榑崎明智選手の優勝は「ボルダージャパンカップ2023」ぶりとなる二度目であり、さらに本大会での優勝で男子史上二人目となる複数回優勝を達成しています。



東京海上グループ について

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

東京海上グループ概要

東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、サステナビリティ推進機能を備えています。

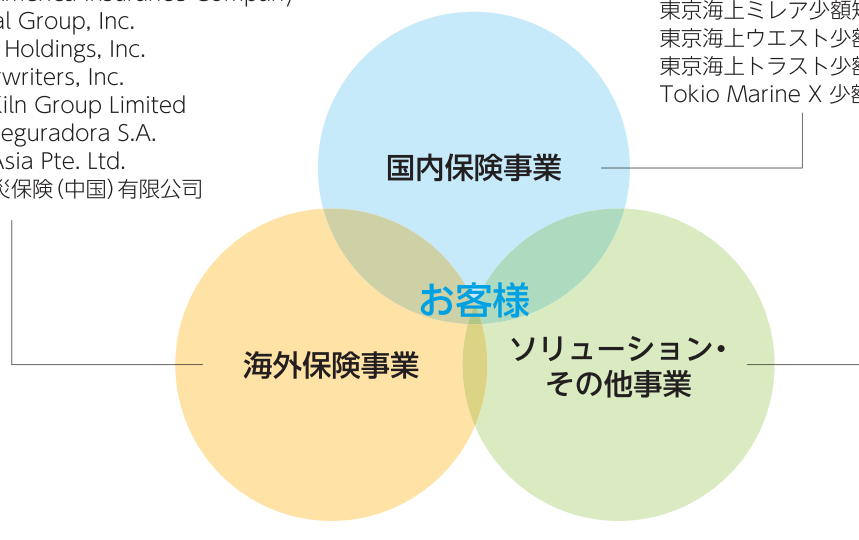
これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2026年7月1日現在)

Tokio Marine North America, Inc.
Philadelphia Consolidated Holding Corp.
Tokio Marine America Insurance Company
Delphi Financial Group, Inc.
HCC Insurance Holdings, Inc.
Privilege Underwriters, Inc.
Tokio Marine Kiln Group Limited
Tokio Marine Seguradora S.A.
Tokio Marine Asia Pte. Ltd.
東京海上日動火災保険(中国)有限公司
等

東京海上日動
東京海上日動あんしん生命
日新火災
東京海上ダイレクト
東京海上ミレア少額短期
東京海上ウエスト少額短期
東京海上トラスト少額短期
Tokio Marine X 少額短期



【投資顧問業・投資信託業】
東京海上アセットマネジメント
【メザニン・ファンド事業】
東京海上メザニン
【総合人材サービス事業】
東京海上日動キャリアサービス
【シルバー事業】
東京海上日動ベターライフサービス
【ファシリティマネジメント事業】
東京海上日動ファシリティーズ
【トータルヘルスケアコンサルティング事業】
東京海上日動メディカルサービス
【リスクソリューション事業】
東京海上ディーアール

【アシスタンス事業】
東京海上アシスタンス
【保険代理業】
東京海上日動パートナーズ
東京海上日動あんしんコンサルティング
【防災・減災総合ソリューション事業】
東京海上レジリエンス
【モビリティソリューション事業】
東京海上スマートモビリティ
【建設コンサルティング事業】
ID&Eホールディングス
【ヘルスケア事業】
東京海上ヘルスケア
【脱炭素事業】
東京海上スマートGX
【ペットヘルスケア事業】
東京海上ウェルデザイン
等

主な保険事業会社

国内保険事業

Japan Business

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
 資本金：1,019億円
 正味収入保険料：2兆5,963億円
 総資産：9兆7,596億円
 従業員数：16,064名
 本店所在地：東京都千代田区大手町2-6-4
 常盤橋タワー
 (2026年3月31日現在)



提供:三菱地所(株)

日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
 資本金：101億円
 正味収入保険料：1,619億円
 総資産：3,509億円
 従業員数：2,060名
 本店所在地：東京都千代田区神田
 駿河台2-3
 (2026年3月31日現在)



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
 資本金：550億円
 保険料等収入：8,733億円
 総資産：7兆1,167億円
 従業員数：2,541名
 本社所在地：東京都千代田区大手町2-6-4
 常盤橋タワー
 (2026年3月31日現在)



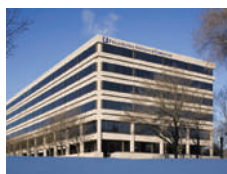
提供:三菱地所(株)

海外保険事業

International Business

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年
 正味収入保険料：4,462百万米ドル
 総資産：16,018百万米ドル
 従業員数：2,189名
 本社所在地：米国ペンシルバニア州
 パラキンウィッド



Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
 保険料及び手数料収入：4,312百万米ドル
 総資産：49,632百万米ドル
 従業員数：3,654名
 本社所在地：米国ニューヨーク州
 ニューヨーク市



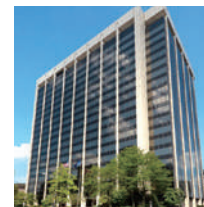
HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年
 正味収入保険料：5,874百万米ドル
 総資産：20,346百万米ドル
 従業員数：4,420名
 本社所在地：米国テキサス州
 ヒューストン



Privilege Underwriters, Inc.

創業：2006年
 取扱保険料：3,030百万米ドル
 総資産：1,299百万米ドル
 従業員数：1,198名
 本社所在地：米国ニューヨーク州
 ホワイトプレーンズ市



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年
 正味収入保険料：1,107百万英ポンド
 総資産：3,998百万英ポンド
 従業員数：763名
 本社所在地：英国ロンドン



海外ネットワーク

- ・海外拠点：55の国・地域
- ・駐在員数：約382名
- ・現地スタッフ数：約36,700名
- ・クレームエージェンツ数：約250拠点(サブエージェンツを含む)
(2026年3月31日現在)

海外保険事業については、2025年12月31日現在 現地財務会計ベース。

東京海上グループについて

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

東京海上グループ中期経営計画 2026 ～次の一步の力になる。～

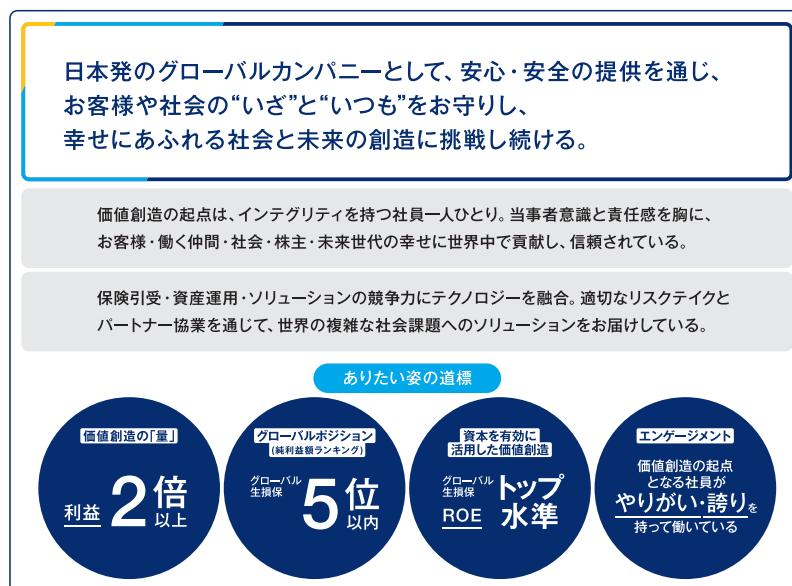
1 東京海上グループのパーパスと「Aspiration 2035」

東京海上グループは創業時から、「お客様や社会の“いざ”をお守りすること」をパーパスとし、時代とともに変化するさまざまな社会課題の解決に貢献することで、持続的に成長してきました。

今後、当社を取り巻く事業環境は加速度的に変化し、東京海上グループも大きな影響を受けると想定されますが、そうしたなかで東京海上グループのパーパスを果たし続けるため、「Aspiration 2035」として、「日本発のグローバルカンパニーとして、安心・安全の提供を通じ、お客様や社会の“いざ”と“いつも”をお守りし、幸せにあふれる社会と未来の創造に挑戦し続ける」ことを掲げています。

「Aspiration 2035」の実現に向けては、インテグリティを備えた社員一人ひとりを価値創造の起点として、「保険引受」「資産運用」「ソリューション」の各領域における競争力にテクノロジーを融合し、保険にとどまらない「ソリューションパートナー」になることで、複雑化する社会課題に対する新たな価値を世界中に提供していきます。

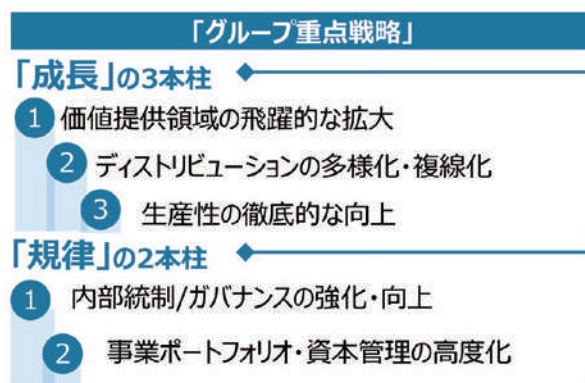
Aspiration 2035：私たちのありたい姿



2 現中期経営計画の概要

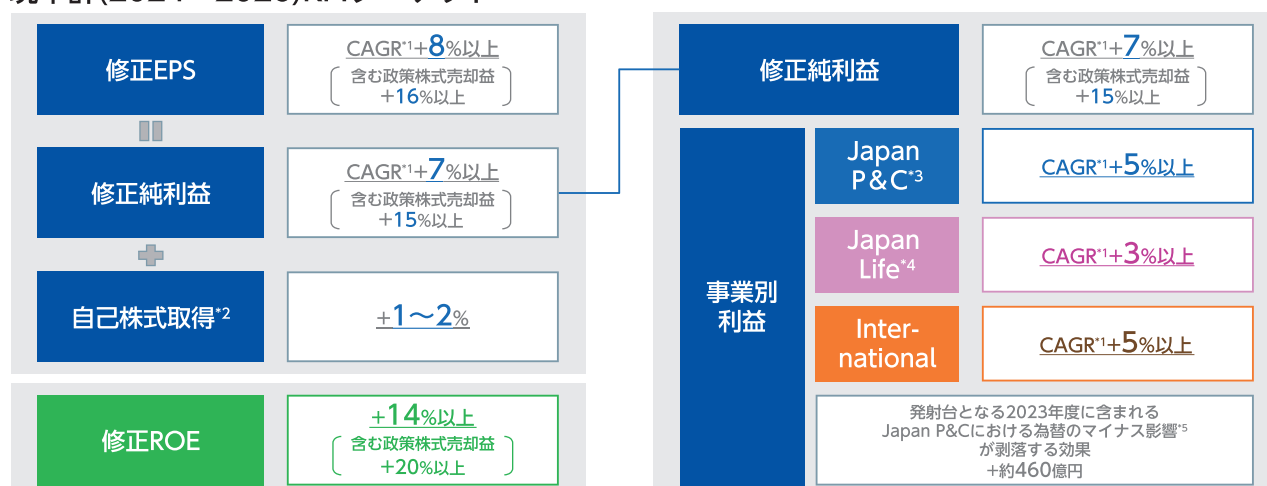
2024年度から3ヵ年の「東京海上グループ中期経営計画 2026 ～次の一步の力になる。～」がスタートしております。

東京海上グループは事業のボラティリティを適切にコントロールするための「グローバルなリスク分散」と、グローバルなタレントと知見を活用するための「グループ一体経営」をグループの基本戦略として推進しております。その上で、現中期経営計画においては、「成長」の「3本柱」として「①価値提供領域の飛躍的な拡大」「②ディストリビューションの多様化・複線化」「③生産性の徹底的な向上」、「規律」の「2本柱」として「①内部統制/ガバナンスの強化・向上」「②事業ポートフォリオ・資本管理の高度化」をグループの重点戦略として掲げ、「Aspiration 2035」の実現に向けて取り組んでいます。



現中期経営計画においても、各地域におけるトップクラスの保険引受と資産運用、およびグループとしての規律ある資本政策により「世界トップクラスのEPS Growthの実現」と、「グローバルピア水準のROEへの向上」をめざし続けます。

現中計(2024～2026)KPIターゲット



*1：発射台となるNormalized ベースの2023年度（自然災害を平年に補正し、政策株式の売却益、北米キャピタル等を控除）対比の3年CAGR（年平均成長率）

*2：自己株式取得によるEPS Growth押し上げ効果

*3：Japan P&C＝東京海上日動、除く為替の影響

*4：Japan Life＝東京海上日動あんしん生命

*5：2023年度における円安進行により、東京海上日動で外貨建支払備金の積み増しや為替デリバティブ損等が発生したこと

経営指標の定義

グループ全体の指標

- 修正純利益^{*1}
連結当期純利益^{*2}＋異常危険準備金繰入額^{*3}
＋危険準備金繰入額^{*3}＋価格変動準備金繰入額^{*3}
＋自然災害責任準備金^{*4}繰入額^{*3}＋初年度収支残の影響額
－ALM^{*5}債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
＋のれん・その他無形固定資産償却額
－事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
－その他特別損益・評価性引当
- 修正EPS＝修正純利益÷発行済株式総数
- 修正純資産^{*1}
連結純資産＋異常危険準備金＋危険準備金＋価格変動準備金
＋自然災害責任準備金^{*4}＋初年度収支残
－のれん・その他無形固定資産
- 修正ROE＝修正純利益÷修正純資産（平均残高ベース）

*1 各調整額は税引後

*2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」

*3 戻入の場合はマイナス

*4 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料

*5 ALM＝資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外

事業別の利益指標（事業別利益）^{*1}

- (1) 損害保険事業
当期純利益＋異常危険準備金等繰入額^{*2}
＋価格変動準備金繰入額^{*2}
＋自然災害責任準備金^{*3}繰入額^{*2}＋初年度収支残の影響額
－ALM^{*4}債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
－政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
－その他特別損益・評価性引当等
- (2) 生命保険事業^{*5}
当期純利益＋危険準備金等繰入額^{*2}
＋価格変動準備金繰入額^{*2}
－ALM^{*4}債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
－政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
－その他特別損益・評価性引当等
- (3) その他の事業
財務会計上の当期純利益
※1 各調整額は税引後
※2 戻入の場合はマイナス
※3 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料
※4 ALM＝資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外
※5 海外生保事業は「その他の事業」の基準により算出する。

日新火災の経営 について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2025年度の事業概況	26
コーポレートガバナンスの状況	28
内部統制基本方針	30
コンプライアンスの徹底	32
個人情報への対応	37
勧誘方針	43
募集制度	44
リスク管理	46
資産運用	50
情報開示	51
サステナビリティの考え方	52

日新火災の経営戦略

日新火災の中期経営計画「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創る(2024-2026)

当社は、2024年4月から3か年の新中期経営計画をスタートしました。

本計画の策定にあたり、「事故によるダメージを受けやすいお客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」を当社が長期的になりたい姿(日新火災ならではの事業活動)として定めています。

になりたい姿に到達するための最大のテーマは、「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ることです。2024年からの3年間は、前中期経営計画の振り返りで認識した課題もふまえつつ、さまざまな変革に取り組みます。

1. 全体像

私たちの長期的に目指す姿 (Vision)

お客さまニーズの変化をいち早くキャッチし、常に一步先を行く商品・サービスで選ばれ成長し続けるオンリーワンのリテール損保

新たなビジネスモデルのポイント

わかりやすく 価格競争力のある商品

- 必要な補償を誰もが購入しやすい価格
➡ 経済的負担の軽減
- 誰もが理解できる内容の商品
➡ わずらわしさによる心理的負担の軽減

代理店の安心+ デジタルで手軽な手続き

- 誰もがストレスなく終わらせる加入手続き
➡ 手間による時間的負担の軽減
- 代理店がそっと背中を押してくれる
➡ 「全て一人で決める」という責任負担の軽減

万全な損害サービスで安心

- お客さまに寄り添った期待に応える損害サービス
➡ 非日常に対する不安の軽減

お客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社

2. 概要

- 「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ります。10年・20年先を見据え、環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするため、「独自の成長」を追求してまいります。
- 「小規模事業者の皆さまにご安心していただける商品やサービス」「社会課題の解決に貢献する新商品開発」及び「お客さまニーズに合った販売基盤の構築」に向けた新たな成長戦略を実行し、独自の価値を創造していきます。

代表的な経営指標

2025年度 代表的な経営指標

年度		2024年度(令和6年度)	2025年度(令和7年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		158,266百万円 (7.0 %)	161,943百万円 (2.3 %)
正味損害率		60.9%	61.1%
正味事業費率		35.6%	36.5%
保険引受利益(対前期増減率)		△3,558百万円 (△152.9%)	△3,016百万円 (-)
経常利益(対前期増減率)		△2,174百万円 (△126.3%)	6,227百万円 (-)
当期純利益(対前期増減率)		△1,017百万円 (△118.5%)	5,223百万円 (-)
単体ベースの ソルベンシー・マージン比率		-	別時期での開示※
総資産額		347,671百万円	350,918百万円
純資産額		39,693百万円	33,730百万円
その他有価証券評価差額		681百万円	△4,835百万円
保険業法に基づく債権の状況	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	三月以上延滞債権	-	-
	貸付条件緩和債権	-	-
	正常債権	40百万円	8,626百万円
	保険業法に基づく債権合計	40百万円	8,626百万円
資産の自己査定結果	Ⅱ分類	40百万円	433百万円
	Ⅲ分類	179百万円	188百万円
	Ⅳ分類	0百万円	0百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	219百万円	622百万円

※新制度導入初年度における経過措置の適用により、2026年10月末までに開示します。

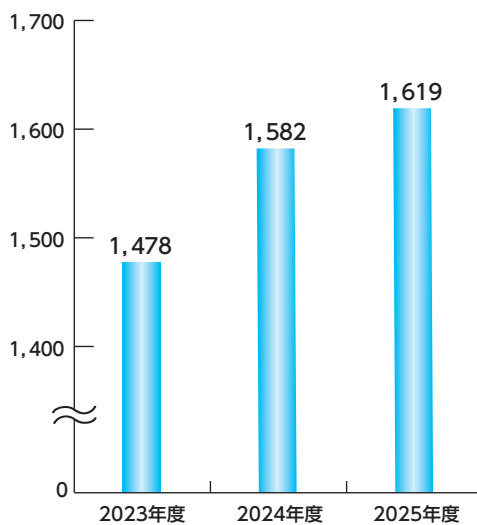
代表的な経営指標

正味収入保険料(対前期増減率)

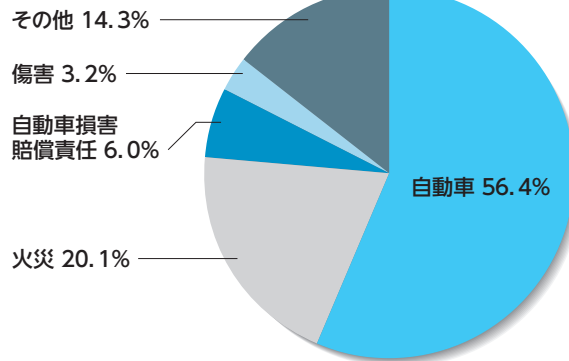
1,619億円(2.3%)

●正味収入保険料の推移

(単位：億円)



●種目別構成比



●正味収入保険料

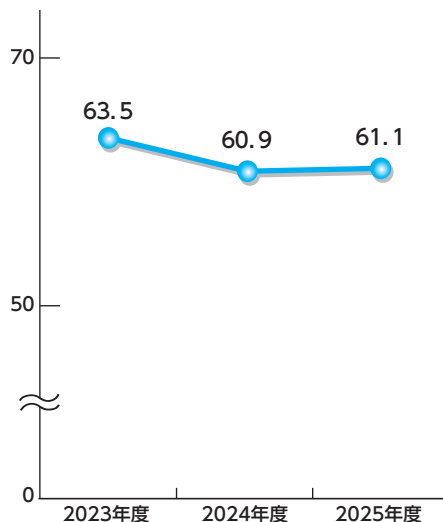
契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

61.1%

●正味損害率の推移

(単位：%)



●正味損害率

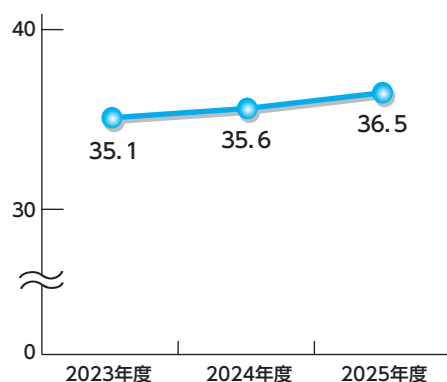
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

36.5%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

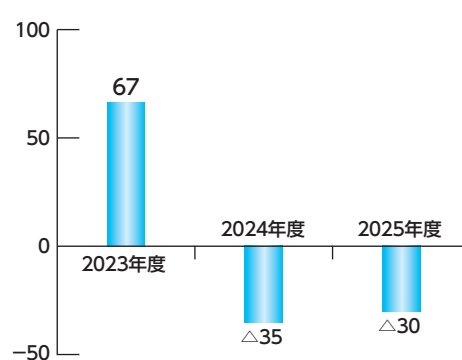
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

△30億円(-)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

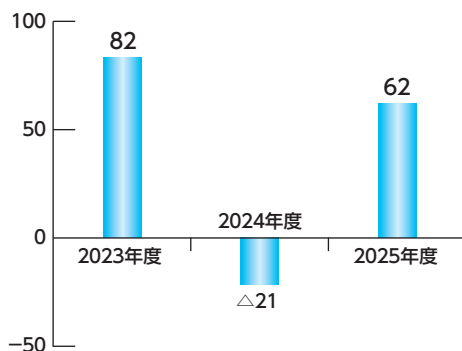
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

62億円(-)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

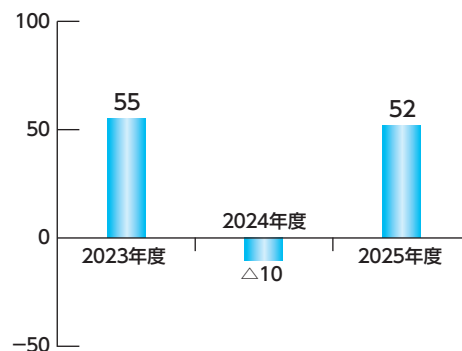
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

52億円(-)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取り引きによって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

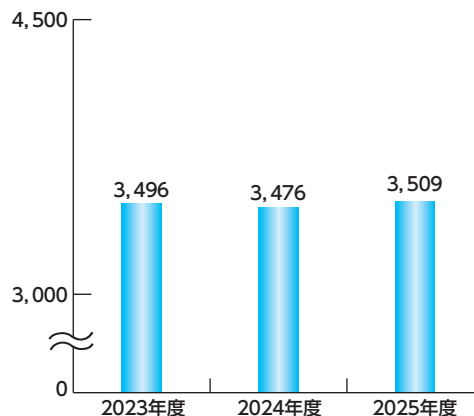
※単体ベースのソルベンシー・マージン比率は、新制度導入初年度における経過措置の適用により、2025年度の数値を2026年10月末までに開示します。

総資産

3,509億円

●総資産の推移

(単位：億円)



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

●保険業法に基づく債権

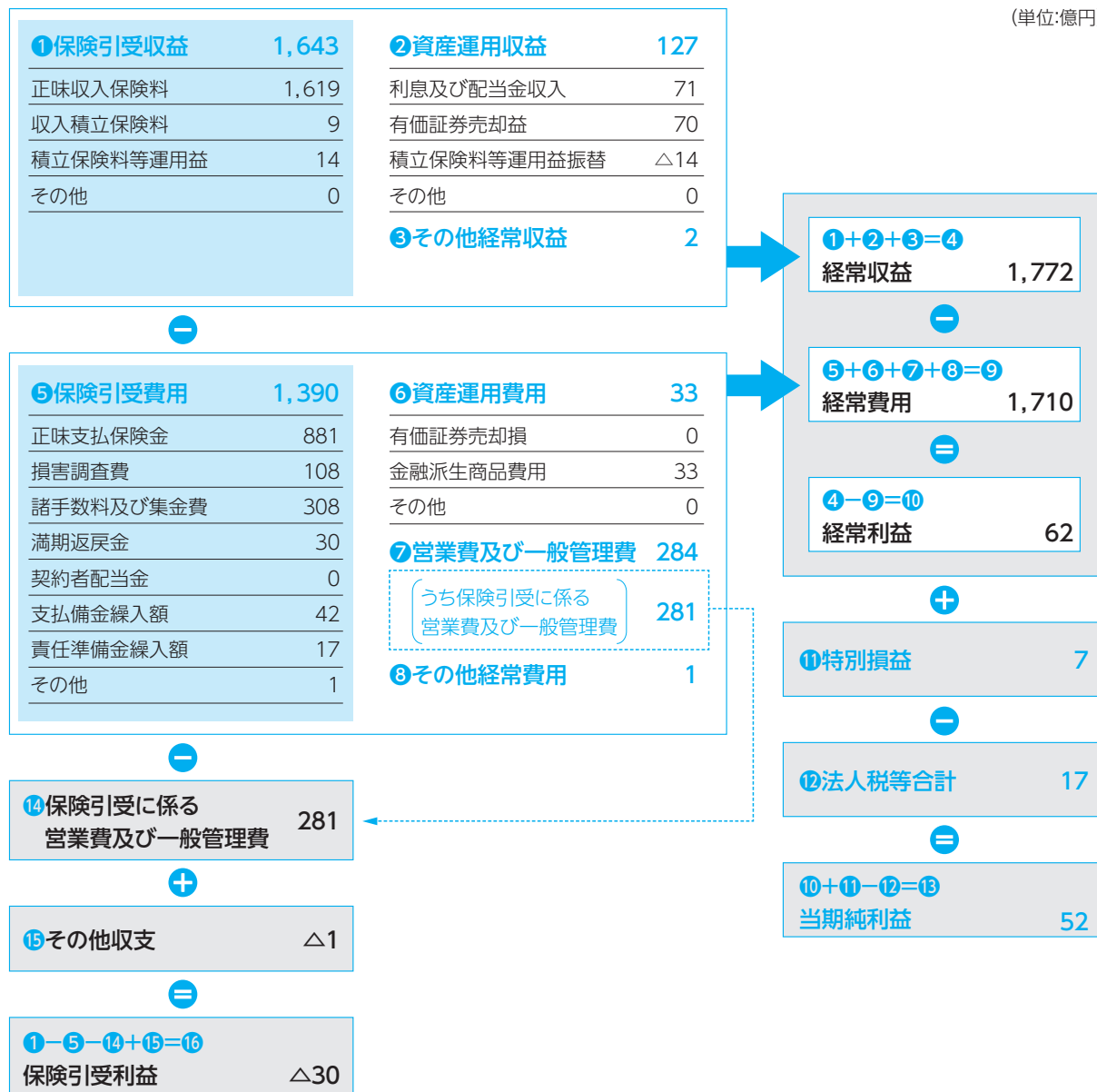
保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している債権の金額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」の5つに区分されています。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）」です。

決算の仕組み(2025年度)

(単位:億円)



取得格付※ (2026年7月1日現在)

格付投資情報センター(R&I)

AA+ (発行体格付)

※最新の格付は、当社のホームページ等でご確認ください。
(<https://www.nisshinfire.co.jp/ir/rank.html>)

2025年度の事業概況

事業の経過および成果等

当年度の我が国経済は、米国の通商政策の影響が残つつも緩やかに回復しました。一方、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があります。

このような事業環境のなか、当社は2024年度から始まった3ヵ年の中期経営計画において、「事故によるダメージを受けやすいお客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」という当社のなりたい姿を実現すべく、各施策を着実に推進してまいりました。

当年度の取り組みの経過及びその成果は、以下のとおりです。

■ 新商品の開発

お客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手社とは一線を画した独自性のある商品やサービスを提供していくため、新商品・サービスを開発しました。

火災保険では、2026年3月より株式会社NTTドコモと、持家住宅（マンションの所有戸室を含む）をお持ちのお客さま向けに、インターネット完結型でお手頃な保険料で加入できる火災保険として「ドコモの火災保険」の提供を開始しました。本商品は、保険料（地震保険料およびdポイント利用分を除く）に対して最大2.0%のdポイントがたまり、保険料のお支払い方法が「d払い[®]」の場合はdポイントで保険料をお支払いいただくことも可能です。

新種保険では、2026年3月1日以降を始期とする事業者向け統合賠償責任保険「ビジサポ」およびインターネット完結型賠償責任保険「事業をおまもりする保険」にご契約いただいた飲食業、理容・美容業、宿泊業の事業者さま向けに、新たな付帯サービスとして「すま〜とクローズ＜キャンセル料集金代行サービス＞」を新設しました。本サービスは、予約のキャンセルが発生した際に、当社が提携する債権回収会社が事業者さまに代わってキャンセルポリシーに基づくキャンセル費用の集金業務を行うサービスであり、マーケットリサーチを通じて把握した事業者のお客さまのニーズを踏まえて開発したものです。

（注）1. 「d払い」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。

2. 「すま〜とクローズ＜キャンセル料集金代行サービス＞」に

おいて当社が提携する債権回収会社は、法務大臣の許可を受け、特定の債権の管理回収を専門に行う会社です。本サービスでは、特定の債権に該当しない非特定金銭債権（キャンセル料）の集金業務を代行します。なお、弁護士とは異なり訴訟代理や強制執行等の法的手続きは行いません。

■ 損害サービス

事故・災害に遭われたお客さまに、専門性を発揮して適正な保険金を高品質なサービスと共にお届けすべく、当社の目指す「万全な損害サービス」の提供に取り組みました。担当者一人ひとりが専門性を向上させ、高い事故解決力・対応力を発揮し、お客さまに当社ならではの付加価値を提供するための取り組みを推進しました。

また、被災されたお客さまにいち早く“あんしん”をお届けできるよう、豪雨、台風、地震などの災害時や降雪期には、事故対応を全国の損害サービス拠点へ振り分け、各損害サービス拠点にて事故受付のご安心コール（初期コンタクト）から保険金のお支払いまで一貫して対応し、全社一丸となってお客さま対応に注力しました。

■ トップラインの拡大

成長戦略に掲げる「小規模事業者マーケット開拓」や「戦略マーケット開拓」等に取り組みました。

小規模事業者マーケット開拓では、マーケット開発部やテレオフィス営業部と事業部が連携し、当社のビジネスモデルに共感し実践いただけるプロ代理店や広域型代理店、業界団体やWebといった多様な販路を通じてお客さまへ安心をお届けすることに注力しました。

戦略マーケット開拓では、販売代理店の拡大とともに代理店および社員の販売スキル向上を図り、マンション（共用部分）や学校マーケット等、当社独自の商品性を活かしたマーケット開拓に注力しました。

■ 収支改善

保険引受利益を安定的に確保していくため、火災保険や新種保険の引受対策に取り組みました。また、照会応答業務等への生成AIの導入により、業務の効率化に取り組みました。

■ 当年度業績

保険引受収益1,643億円、資産運用収益127億円等を合計した経常収益は、2024年度に比べ97億円増加し、1,772億円となりました。

一方、保険引受費用1,390億円、資産運用費用33億円、営業費及び一般管理費284億円等を合計した経常費用は、2024年度に比べ13億円増加し、1,710億円となりました。

この結果、経常利益は、2024年度に比べ84億円増加し、62億円の利益となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、2024年度に比べ62億円増加し、52億円の利益となりました。

保険引受の概況は、次のとおりです。

正味収入保険料は1,619億円と、自動車保険・賠償責任保険等の増収を主因として、2024年度に比べ2.3%の増収となりました。また、正味損害率は、正味収入保険料が増収したものの、正味支払保険金の増加により、2024年度に比べ0.3ポイント上昇し、61.1%となりました。

また、正味事業費率は、人件費及び物件費の増加を主因に、2024年度に比べ0.9ポイント上昇し、36.5%となりました。

保険引受損益は、自動車保険・賠償責任保険等の悪化を火災保険の改善が上回り、2024年度に比べ5億円改善し、30億円の損失となりました。

■ 保険引受の概況

火災保険では、2024年10月料率改定前の駆け込みの反動減により、正味収入保険料は325億円と、2024年度に比べ5.0%の減収となりました。また、正味損害率は、正味支払保険金が減少したものの、正味収入保険料の減収により、2024年度に比べ1.8ポイント上昇し、58.6%となりました。

自動車保険では、2025年1月と2026年1月料率改定による単価増により、正味収入保険料912億円と、2024年度に比べ4.8%の増収となりました。また、正味損害率は、事故件数の増加と保険金単価の上昇により、2024年度に比べ0.5ポイント上昇し、62.3%となりました。

自動車損害賠償責任保険では、契約台数の減少を主因として、正味収入保険料は97億円と、2024年度に比べ0.4%の減収となりました。また、正味損害率は、正味支払保険金の減少を主因として、2024年度に比べ4.9ポイント低下し、

87.8%となりました。

その他の保険は、賠償責任保険・労働者災害補償責任保険・傷害保険等が主なものです。賠償責任保険の増収を主因として、その他の保険全体の正味収入保険料は283億円と、2024年度に比べ4.5%の増収となりました。また、正味損害率は、正味収入保険料の増収を主因として、2024年度に比べ0.3ポイント低下し、51.2%となりました。

■ 当社が対処すべき課題

2026年度の我が国経済は、中東情勢の影響を受けた原油価格上昇が、交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得に対する下押し要因となることから、成長ペースは減速すると考えられます。

こうした状況のなか、当社は経営理念「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」の原点に立ち戻り、保険金不正請求問題、保険料調整行為や情報漏えいといった、お客さまや社会からの信頼を損なう問題の再発防止に引き続き取り組むとともに、損害保険会社の職務を通じて何を実現するのかを常に考え、お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまや社会からの信頼回復に努めてまいります。

また、2024年度から始まった3か年の中期経営計画は最終年度を迎え、小規模事業者マーケットや戦略マーケットの開拓を中心に一定の成果を実感しているものの、より多くの小規模事業者のお客さまに“あんしん”をお届けするために、お客さまのニーズやお困りごとをよく知るための活動の量と質を一層高めていく必要があります。

当社は、引き続き各施策を推進していくとともに、お客さまのニーズやお困りごとをよく知るための活動をコア業務と位置づけ、当社ならではの強みとして確立されるまで継続して取り組んでまいります。

事故によるダメージを受けやすい小規模事業者等のお客さまの期待に応え、事業の安定と継続を支えるため、価値提供の進化に取り組むとともに、事業価値とお客さま体験価値の両面を高めることで、「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を目指してまいります。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、親会社である東京海上ホールディングス株式会社が策定した「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2026年4月1日現在、社外取締役2名を含む8名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

親会社である東京海上ホールディングス株式会社は、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」に基づき、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出します。両委員会は、当社に関して次の事項を審議し、東京海上ホールディングス株式会社取締役会に答申します。

a) 指名委員会

- ・ 社長の選任・解任
- ・ 社長の選任要件・解任方針

b) 報酬委員会

- ・ 社長の業績評価
- ・ 取締役・執行役員の報酬体系および報酬水準

3. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、監査役監査の実効性確保等を含む内部統制システムを整備の上、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況については、モニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しています。さらに、モニタリングの結果等を踏まえ、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでいます。

4. 社内外の監査・検査

■社内の内部監査態勢

監査役による監査と内部監査部による内部監査を実施しています。このうち、内部監査については、内部統制基本方針に基づき、被監査部門から独立した組織として内部監査部を設置し、経営管理を実施している子会社等も含めた全業務・全組織を対象に内部監査を実施しています。内部監査部は、監査の高度化に取り組み、内部管理態勢の適切性および有効性の検証、内部管理態勢上の課題の指摘、その改善に向けた提言および洞察の提供を行うとともに、これらを通じた経営に資する助言を行っています。なお、監査計画については取締役会等の承認を得ており、監査結果については取締役会等に報告しています。

■社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

当社の会計監査人はPwC Japan有限責任監査法人です。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針にしたがって内部統制システムを構築・運用しています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 資本配分制度に関する基本方針」に基づき、資本配分制度の運営体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (6) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (7) 当社は、「東京海上グループ AIガバナンスに関する基本方針」に基づき、AIガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、「東京海上グループ データマネジメントに関する基本方針」に基づき、データマネジメントを実現するために必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、「東京海上グループ サイバーセキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、サイバーセキュリティ管理を実現するために必要な体制を整備する。
- (10) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスを統括する部署を設置するとともに、コンプライアンスに関する年度計画を策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含むお客さま本位の業務運営委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ② リスク管理を統括する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的実施する。

- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について審議・報告を行う。
- (4) 当社は、(1)～(3)のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年（平成18年）5月19日 制定
2026年（令和 8年）4月 1日 改定

コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社
取締役社長 織山 晋

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

東京海上グループ コンプライアンス行動規範＜骨子＞

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守・実践します。

日新火災行動規範＜骨子＞

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更にも高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

コンプライアンス推進態勢

当社の業務品質の維持・向上を目的とする取締役会委員会として、社外委員を含む「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。本委員会では、会社全体の業務品質向上に向けて、業務品質向上計画を審議し、その結果を取締役に報告するとともにお客さまに影響を及ぼす（可能性

のある）業務運営について「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

現業部門においては、業務の最前線でコンプライアンス施策を遂行する部長、課長をコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進役と位置づけ、さらに部長を補佐

するコンプライアンススタッフを配置しています。当社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置し、また各地区に駐在する本社所属のコンプライアンスオフィサーが現業部門のコンプライアンス推進状況についてモニタリング、指導、支援を行います。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに業務品質部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適

当でない場合には、「コンプライアンス相談窓口(業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによる業務品質部ホットライン担当者へのEメール)」、「監査役ホットライン」、「ハラスメント相談窓口」、「東京海上ホールディングスや社外ホットライン(弁護士事務所)への直通電話およびEメール」等に報告や相談することができます。いずれも匿名での利用も可能です。

お客さま本位の業務運営委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点による幅広い意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。

本委員会は、取締役会直属の機関として、各委員より専門領域を踏まえた意見や提言を得つつ、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。

また、業務品質の向上に関するあらゆる取り組みについて審議し、これらの取り組みの実効性を確認し改善を推進していくとともに、お客さま保護に関するテーマについて議論し、役職員のリスク感応度向上に努めています。

さらに、お客さまの声等の情報を各委員間で共有したうえで、十分な時間をかけて論議し、お客さまへの被害やご迷惑を及ぼす(可能性のある)事案について、お客さま対応(予防・被害の最小化)および改善策が確実に実施されていることを確認し、「お客さま本位」を基軸とした業務の遂行に努めています。

業務品質向上計画

業務品質向上の推進にあたり、毎年度、取締役会において会社全体の業務品質向上計画を決定しています。その計画にしたがって各部門は具体的な施策を策定し、業務品質向上に取り組んでいます。これらの取組状況は、取締役会に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には、①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範、②コンプライアンス推進態勢、③問題を発見した場合の対応、④遵守すべきルールとその解説を記載しています。そのほか、コンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修、社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

モニタリング

業務が適切に遂行されているかについて、各部による点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンスオフィサー」、「コンプライアンススタッフ」等による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン(内部通報制度)

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種のホットラインを設けています。また、社外の弁護士事務所にもホットラインを設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン(内部通報制度)」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報は厳重に管理され、報告者が不利な取り扱いを受けることはありません。

[illegible]

反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針(概要)

1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

(1) 対応統轄部署の設置

(2) 問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定

(3) 研修の実施 等

コンプライアンスの徹底

利益相反取引等の管理

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客様の利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針（概要）

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引（本邦における個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引をのぞきます。）
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護および東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理の態勢

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理します。

また、日新火災海上保険株式会社は、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなど、法令等に従い必要な態勢整備を行います。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社が、利益相反取引のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理態勢の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損害保険会社に係る個人情報保護指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報ならびに特定個人情報等（個人番号および特定個人情報）が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報ならびに特定個人情報等に対する取り組み方針等は「プライバシーポリシー（個人情報のお取り扱いについて）」として当社ホームページで公表しています。

プライバシーポリシー （個人情報のお取り扱いについて）

日新火災海上保険株式会社

日新火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指しています。このような理念のもと、弊社は、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）」、その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」および東京海上グループ プライバシーポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、個人番号および特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱います。なお、本プライバシーポリシーの記載内容については、適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

※本プライバシーポリシーにおいて、「個人情報」および「個人データ」は、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

（1）本人からの取得

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、付帯サービスの提供、アンケート等を通じて個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音等により個人情報を取得することがあります。

（2）本人以外からの取得

弊社は、東京海上グループ各社、業務委託先、取引先等その他の第三者からまたは公開されている情報を元に、個人情報を取得する場合があります。弊社が本人以外から個人情報を取得する具体例は以下のとおりです。

- ・提供元の例：一般財団法人民事法律協会、株式会社ゼンリン
- ・取得する個人情報の項目の例：登記事項証明書記載の建物の構造の情報等、住宅地図等

弊社は、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項（どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

2. 個人情報の利用目的について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社では、次の業務を実施する目的ならびに下記5. および6. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ウェブサイト等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書、パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ウェブサイト等に公表します。

- （1）損害保険商品ならびに弊社が取り扱うその他の商品およびサービス（以下総称して「弊社商品・サービス」といいます。）の案内、募集および販売、ならびにそれらに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- （2）保険契約の申し込みに係る適正な引受の審査
- （3）弊社商品およびサービスならびにそれらの付帯サービスの履行、維持管理および更新
- （4）保険料の通知、請求および返戻
- （5）保険事故の受付および相談対応、事故に関する各種専門業者に係る情報の提供、各種専門業者の仲介、斡旋および紹介、ならびに保険事故に係る損害、事故原因の調査
- （6）保険事故その他の危険の発生を防止もしくは軽減を図るための調査、分析および助言
- （7）適正な保険金、給付金および返戻金の支払い、保険金請求に係る保険事故の調査、ならびに保険金、給付金等の支払事由の調査（関係先への照会および連携を含みます。）
- （8）保険金等の不正請求その他の不適正事案の防止および排除
- （9）国内外の再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- （10）販売基盤（代理店等）の新設および維持管理

個人情報への対応

- (11) 融資の審査ならびに融資契約の締結、履行および管理
- (12) 弊社または弊社代理店が提供する商品、サービス等に関するアンケートの実施
- (13) 市場調査、個々のお客さまに係る情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析、アンケートの実施等による新たな商品およびサービスの研究および開発、ならびに既存の弊社商品・サービスの品質向上
- (14) お客さまの閲覧履歴・購買履歴・属性等の情報を分析して実施する、お客さまの興味関心に応じた弊社商品・サービスの広告宣伝、ならびにお客さまのニーズに適合した保険募集人の推薦および紹介
- (15) 東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う損害保険、生命保険、コンサルティング等の商品およびサービスの案内
- (16) お客さまの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して実施する、お客さまの興味関心に応じた東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う商品・サービスの広告宣伝
- (17) 弊社社員の採用に係る面接、試験等の選考手続、選考結果の連絡、採用時の諸手続、その他各種イベント・セミナー等の案内ならびに各種情報提供
- (18) お客さまに関する保険契約情報、事故情報等を用いたリスクの分析、予測に基づく、お客さまのリスクに応じた適切な弊社商品・サービスの提案
- (19) その他、上記(1)から(18)に付随する業務の遂行、各種リスクの把握および管理その他お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の遂行、ならびに持株会社による東京海上グループ各社の経営管理および共通重複業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

※グループ会社の範囲につきましては、「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」(3)をご覧ください。

3. 個人データの第三者への提供について

(特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。また、弊社は、外国にある第三者に対して個人データを提供することがありますが、詳細は別紙①「外国にある第三者への提供」をご覧ください。)

- (1) 弊社は、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
 - ・法令に基づき提供が許容される場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ・当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該

第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除きます。)

- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合(下記「4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託」をご覧ください。)
 - ・合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - ・弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
 - ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
 - ・国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データおよび個人関連情報を第三者に提供した場合(個人関連情報の第三者提供については提供先で個人データとして取得されることが想定される場合)には当該提供に関する事項(どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録します。
 - (3) 弊社は、第三者から受領した個人関連情報を、弊社が保有する他の情報と結びつける等して個人情報として利用することがあります。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託について

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて適切な委託先を選定し、委託契約を締結し、委託先における個人データの取扱い状況を含む情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような業務に関連して、個人データの取扱いを委託しています。((4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 保険金支払いその他の損害サービス業務
- (3) 情報システムの保守および運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 保険契約の付帯サービスの提供に関わる業務

5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

弊社は、東京海上グループ各社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。特定個人情報等につきましては共同利用を行いません。

- (1) 利用目的
上記「2. 個人情報の利用目的について」(1)から(17)に記載の利用目的と同様
- (2) 個人データの項目
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金

支払状況等の内容、ドライブレコーダーの記録内容、保険対象物件に関連する構造・使用状況・地形・気象・災害等のデータ、位置情報、購買履歴、ウェブサイトの閲覧履歴、バイタルデータ、健康診断結果・レセプト・治療・投薬等のデータ、職業上の経歴・保有資格等、経済状況・家計・資産運用に関するデータ等

(3) 共同利用する事業者等

●グループ会社:

東京海上ホールディングスのグループ会社はこちら(<https://www.tokiomarinehd.com/company/about/group.html>)をご覧ください。

東京海上日動のグループ会社はこちら(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/group/group.html>)をご覧ください。

東京海上日動あんしん生命保険のグループ会社はこちら(https://www.tmn-anshin.co.jp/company/corp/profile/al_group/)をご覧ください。

東京海上日動ファシリティーズのグループ会社はこちら(<http://www.tkn-f.co.jp/company/index.shtml>)をご覧ください。

ID&Eのグループ会社はこちら(<https://www.id-and-e-hd.co.jp/aboutus/group/>)をご覧ください。

東京海上グループにおける法人等のお客さま情報の共同利用についてはこちら(https://www.tokiomarinehd.com/company/governance/internal/policy/joint_use.html)をご覧ください。

日新火災のグループ会社は以下のとおりです。

【保険関連事業】

ユニバーサルリスクソリューション株式会社(<https://www.ur-slt.co.jp/>)…リスクコンサルタント業

日新火災インシュアランスサービス株式会社(<https://www.nisshinfire-is.co.jp/>)…保険代理業

【事務代行等関連事業】

日新火災情報システム株式会社(<https://www.nisshin-info.co.jp/>)…プログラム作成、ソフトウェア開発

●提携先企業:

弊社が個人データを共同利用している提携先企業はございません。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報については対象としていません。

(4) 個人データ管理責任者

日新火災海上保険株式会社(住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。)

6. 情報交換制度等について

(特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。)

(1) 弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。

(2) 弊社は、自賠責保険に関する適正な支払いのために、損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては損害保険料率算出機構のウェブサイトをご覧ください。

(3) 弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の5つの制度において共同利用します(いずれも、詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。)

1. 特研生情報制度
2. 代理店廃止等情報制度(2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします。)
3. 合格者情報等の取扱い
4. 代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い
5. 募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します(2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします。)

(4) 弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

※詳細につきましては国土交通省のウェブサイトをご覧ください。

7. 信用情報の取扱いについて

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報につきましては、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査の目的に利用目的が限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力に関する調査の目的以外には利用しません。

8. センシティブ情報の取扱いについて

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、および、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

個人情報への対応

9. 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。

弊社は、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10. ご契約内容および事故に関するご照会について

ご契約内容および保険金の支払内容に関するご照会については、保険証券に記載の弊社営業店または代理店もしくは最寄りの弊社営業店または代理店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示（第三者提供記録の開示を含む）・訂正等・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「14. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細につきましては別紙②「開示等請求手続」をご覧ください。

12. 安全管理措置について

弊社では、個人情報および特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報および特定個人情報等の安全管理措置を講じます。具体的な安全管理措置の内容につきましては別紙③「安全管理措置」をご覧ください。

13. 仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いについて

弊社は、仮名加工情報および匿名加工情報を適正に取り扱います。仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いの詳細につきましては別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」をご覧ください。

14. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いならびに個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品、サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持および管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象なりません。

【お問い合わせ先】

○日新火災 テレホンサービスセンター

電話：0120-616-898

〈受付時間〉平日9:00～18:00／土日祝日9:00～17:00

○日新火災 お客さま相談室

電話：0120-17-2424

〈受付時間〉午前9時～午後5時

（土日祝祭日および年末年始を除く）

○弊社支店・支社・損害サービスセンター

電話番号は保険証券もしくは保険約款に記載しております。

〈受付時間〉午前9時～午後5時

（土日祝祭日および年末年始を除く）

住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。

15. 認定個人情報保護団体について

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する相談および苦情を受け付けております。

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話：03-4332-5241

（受付時間：午前9時15分～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ウェブサイトアドレス (<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

別紙①「外国にある第三者への提供」

弊社は、以下のとおり、外国にある第三者に対してお客様の個人データを提供することがありますが、当該提供に関して参考となる情報を以下のとおりお知らせ致します。

なお、ここにいう「外国」からは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」である以下の国を除きます。

アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニアおよびルクセンブルク

●相当措置を講じている第三者に対して個人データを提供する場合

弊社は、個人データの取扱いについて個人情報保護法に基づき講ずべき措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備している第三者に対して個人データを提供する（委託および共同利用を含みます。）ことがあります。

当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報の内容の提供を希望されるお客様は、開示等請求手続「4.お問合せ窓口」までお問い合わせください。

別紙②「開示等請求手続」

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示(第三者提供記録の開示を含みます。)、訂正等(訂正・追加・削除)または利用停止等(利用停止・消去・第三者提供の停止)をご希望される場合には、下記窓口までご請求下さい。弊社所定の請求書類をご送付申しあげますので、請求書類に必要事項を記入のうえ弊社指定の窓口までご送付ください。この際、ご請求者の本人確認およびご請求者の保有個人データまたは第三者提供記録の特定のために、以下の書類についてもあわせてご送付願います。請求書類等の送付に係る費用についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

(1) ご請求者がご本人の場合

- ・印鑑登録証明書(現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの)の正本
- ・運転免許証、マイナンバーカード*またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- ・開示等請求をされる保険契約の保険証券の写し(保険契約者の場合のみ)

(2) ご請求者が代理人の場合

- ・上記(1)の本人確認書類
- ・代理人自身の印鑑登録証明書(現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの)の正本
- ・代理人自身の運転免許証、マイナンバーカード*またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- ・法定代理人の場合は法定代理権があることを確認できる書類(戸籍謄本、後見開始審判書等)
- ・委任による代理人の場合は委任状

*表面の写しのみ。通知カードは、単独では本人確認資料として利用することはできませんのでご注意ください。

2. 手数料

保有個人データの利用目的の通知および開示請求については、請求にかかる手数料として1,000円(消費税込)をご負担いただきます。

また、開示対象となるデータの加工等を含め、開示を実施するための費用が当該金額を上回ることが明白である場合は、開示の実施にかかる手数料として、ご請求内容に応じた実費相当額を追加でご負担いただきます。こちらについては、別途、事前に手数料額の見積もりをご連絡致します。

手数料は、弊社指定の口座にお振込みください。なお、振込手数料についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

3. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、手数料を要する請求については入金を確認させていただいたうえで、ご本人に対し、書面の交付による方法、電磁的記録の提供による方法その他当社所定の方法によりご回答申し上げます。代理人によるご請求の場合であっても法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対しご回答申し上げます。

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、弊社の

業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合にはその理由をご連絡申し上げます。

4. お問い合わせ窓口

(1) 電話でのご請求・お問合せ窓口

日新火災 お客様相談室

電話:0120-17-2424

〈受付時間〉午前9時～午後5時

(土日祝祭日および年末年始を除く)

(2) 請求書類送付先

日新火災海上保険株式会社 業務品質部 情報セキュリティグループ

所在地:〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

別紙③「安全管理措置」

1. 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定します。

2. 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄、漏えい事案等への対応の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの取扱規程を策定します。

3. 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備します。

4. 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施します。

5. 物理的安全管理措置

- ・個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施します。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施します。
- ・個人データの破棄に当たっては、容易に復元不可能な削除や、データが記載または記録された媒体の物理的破壊を実施します。

6. 技術的安全管理措置

- ・情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人データを取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)、担当者および取り扱う個人情報デー

個人情報への対応

データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行います。

- 個人データを取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証します。
- 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入します。
- 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用します。

7. 外的環境の把握

当社は、外国において個人データを取り扱っています。当社は、その個人データを取り扱う外国における個人情報の保護に關する制度を把握した上で安全管理措置を実施します。

別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」

1. 仮名加工情報の取扱いについて

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、法令で定める基準に従って、適正な加工を施します。

(2) 仮名加工情報等の安全管理措置

当社は、プライバシーポリシー「9.安全管理措置について」に定めるほか、仮名加工情報および当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに加工の方法に関する情報（その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限ります。））について、法令の定めに基づき安全管理措置を講じます。

(3) 個人情報である仮名加工情報の取扱い

当社は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- プライバシーポリシー「2.個人情報の利用目的について」、「5.グループ会社および提携先企業との共同利用について」に掲げる利用目的に必要な範囲で、個人情報である仮名加工情報を利用し、利用目的を変更して他の目的で利用する場合には、変更後の利用目的を公表すること
- 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めること
- 法令に基づく場合、当社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しないこと
- 個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- 個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと
- その他、個人情報である仮名加工情報および匿名加工情報で

ある個人データを、法令に基づき許容される場合を除き、通常の個人情報および個人データと同様に取り扱うこと

(4) 個人情報でない仮名加工情報の取扱い

当社は、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- 法令に基づく場合、当社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、当社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、個人情報でない仮名加工情報を第三者に提供しないこと
- 取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
- 法令で定める基準に従って、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う従業員に対し必要かつ適切な監督を行うこと
- 個人情報でない仮名加工情報の取扱いを委託する場合には、法令で定める基準に従って、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うこと
- 個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- 個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと

(5) 変更後の利用目的

該当なし

2. 匿名加工情報の取扱いについて

(1) 匿名加工情報の作成等

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成等する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えい等を防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- 第三者から匿名加工情報を取得した場合は、元の個人情報に係る本人を識別する目的で、削除した情報や加工の方法に関する情報を取得し、または他の情報と照合しないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

3. お問い合わせ

当社は、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。お問い合わせ先については、開示等請求手続「4.お問合せ窓口」をご覧ください。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

勧 誘 方 針

お客さまへの販売・勧誘にあたって

お客さまの視点に立ってご満足いただけるように努めます

保険その他の金融商品の販売にあたって

- お客さまの商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- お客さまに商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

各種の対応にあたって

- お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正なお支払いに努めます。
- お客さまのご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます

- 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- 適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- 未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

※以上の方針は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく弊社の「勧誘方針」です。

募集制度

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

当社では、全国約7,900店の代理店が、安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供しています。

代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、保険契約の募集・締結を行い、保険料を領収することを基本業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険を提供し、お客さまに“あんしん”をお届けすることです。また、災害や事故が発生した場合には、お客さま一人ひとりに寄り添った対応に努め、一刻も早く保険金が支払われるよう保険金のご請求についてのアドバイスをするなど、お客さまにとって一番身近な存在としてお客さまをサポートしています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには保険業法第276条に基づいて内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。また、保険募集を行う募集人は、同法第302条に基づいて内閣総理大臣に届出をすることが義務づけられています。

代理店数

当社の代理店数は、下表のとおりです。

2023年度末	2024年度末	2025年度末
10,417店	9,963店	7,880店

代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

募集人教育(資格制度・講習制度)

(1) 損害保険募集人一般試験

募集人は、お客さまの利益を損なうことなく、適正な保険募集を行うために必要な知識を十分に身に付ける必要があります。一般社団法人日本損害保険協会では、各募集人が保険

募集に関する知識を確実に身に付け、お客さまのニーズに応じたわかりやすい説明を行うことができるよう、「損害保険募集人一般試験」を実施しています。

本試験制度は、「基礎単位」と「商品単位」で構成されており、いずれも5年ごとの更新制となっています。「基礎単位」は、損害保険の基礎やコンプライアンス等の保険募集のための基礎的な知識の習得を目的としており、この「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができないこととされています。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができないこととされています。

(2) 損害保険大学課程

損害保険募集人一般試験に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなる向上を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険大学課程(専門コース、コンサルティングコース)」を導入・実施しています。

(3) 当社独自の実務講習制度

募集人が当社の商品を販売するにあたり、お客さまのニーズにあった商品を提供するなど、適切な保険募集を行う募集人を育成するため、当社の商品内容を学ぶ実務講習を実施しています。

各種研修・セミナーの開催

当社は代理店としての商品知識、事故対応力、販売手法、経営手法等の習得、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず、基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長させていきます。

リスクアドバイザー社員制度

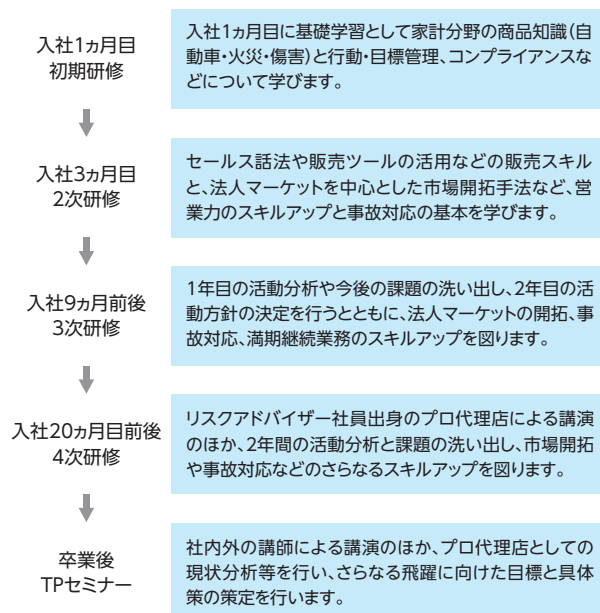
当社のリスクアドバイザー社員制度は、保険のプロを目指す方に、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として勤務いただき、契約募集およびこれに関連する業務に従事しながら、保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得いただく制度です。

このリスクアドバイザー社員制度には、プロ代理店として独立を目指す最長37ヵ月の独立型コースのほか、主力プロ代理店の後継者を育成する最長25ヵ月の後継者コースや、代理店から新規募集人の方に出向いただく最長25ヵ月の出向型コースをご用意しています。いずれも、節目ごとの本社集合研修と所属支店による課題に応じた個別指導で、必要な知識とスキルの習得をバックアップしています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、当社代理店の中核に育っています。

〈育成カリキュラム〉

入社と同時に本社研修スタッフ、所属の事業部スタッフ、支店社員が連携して、個々のリスクアドバイザー社員に応じた教育をスタートいたします。



※後継者コースと出向型コースは3次研修までの受講となります。

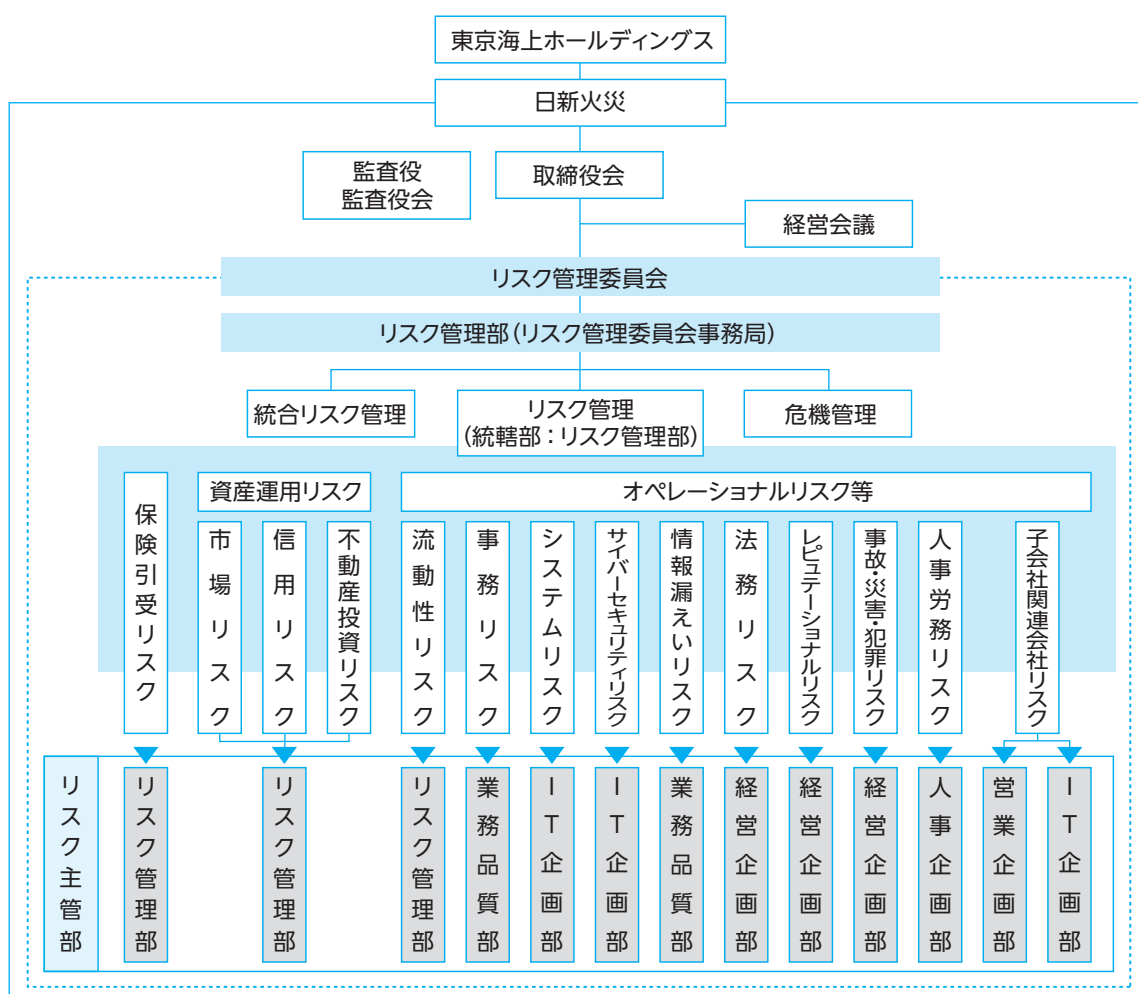
※ERM : Enterprise Risk Management

リスク管理態勢

■ リスク管理基本方針およびリスク管理委員会

当社では、財務の健全性と業務の適切性を確保することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に

関する基本的な事項を明確化するとともに、リスク管理全般を推進するために取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置しています。



「リスク管理基本方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い発生するリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管理方針」および主管部署（リスク主管部）を定め、リスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク*も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらはリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

※エマージングリスク

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

✦ 統合リスク管理方針

当社では、格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性のある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリューアットリスク（VaR）というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、経済的損失が極めて大きいと想定しているシナリオを用いたストレステストを実施することにより、事業継続の検証を行い、資本の十分性および資金の流動性に問題がないことを確認しています。

✦ 危機管理方針

当社では、お客さま・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置するなど、緊急事態下に必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

✦ 個別リスク管理

「リスク管理基本方針」で定める個別のリスクの中でも特に保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスクであると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスク管理を行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク（オペレーショナルリスク等）の管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。2025年度は、サイバーセキュリティリスクの高まりをふまえて「サイバーセキュリティリスク管理方針」を新設し、代理店を含む委託先管理態勢の強化や第2線の態勢整備を進めています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。

1. 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク（商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料率の設定がなされないこと等により損失を被るリスク）、②元受保険引受リスク（保険契約の引受にあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク）、③再保険等リスク（保有するリスクに応じた再保険等の適切な手配がなされないこと等により損失を被るリスク）の3つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分

リスク管理

散を図っています。再保険についての詳細はP.65をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

2. 資産運用リスク

資産運用リスクは①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクの3つからなります。①市場リスクは金利・為替・株価等の市場変動、②信用リスクは個別与信先の信用力の変化、③不動産投資リスクは賃貸料等の変動により不動産にかかる収益が減少する、または不動産の価格変動に伴い、それぞれポートフォリオの価値が下落するリスクをいいます。

当社では、取締役会にて制定した「資産運用リスク管理方針」に基づき、運用部門から独立したリスク管理部門が、定性・定量の両面から資産運用リスク管理を実施しています。

具体的には、運用部門が市場環境等をふまえて策定する資産運用計画について、リスク管理部門はその内容をリスク管理の観点から検証するほか、運用部門が投資可能商品や各種限度額等について明文化している「資産運用ガイドライン」の策定にあたっては、リスク管理部門はその内容を確認し、承認を行うなど、運用部門に対してけん制機能を発揮しています。

リスク管理部門では、「資産運用ガイドライン」を含めた資産運用リスク管理に関する規程の遵守状況をモニタリングし、重要性に応じてリスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

3. オペレーショナルリスク等

▶▶流動性リスク

流動性リスクは、①資金繰りリスク、②市場流動性リスクの2つからなります。①資金繰りリスクは、当社の財務内容の悪化や巨大災害による支払保険金の増加等を原因として資金流入の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または資金の確保にあたり通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。②市場流動性リスクは、市場の混

乱等により市場において取引ができず、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

▶▶事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故・不正等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における実務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

▶▶システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面を含めた多層防御などのさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

▶▶サイバーセキュリティリスク

情報通信ネットワークや情報システムへの不正アクセスによる侵入や大量通信によるサービス妨害などのサイバー攻撃により、機密性、完全性、可用性が毀損することで、当社が損失を被るリスクをいいます。

▶▶その他のリスク

当社では、前記のリスクのほかに「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてもそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性および妥当性

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストをリスク管理部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が検証することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. ストレステストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2025年度末(令和7年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

資産運用

資産運用方針

当社は、安全性、収益性および保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性をふまえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

■保険負債対応資産

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性等をふまえた、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

■積立勘定資産

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

■その他の資産

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。政策保有株式については、引き続き削減に努めています。

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正に評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

ホームページ

■ 日新火災ホームページ

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

商品・サービス、各種手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社が発表しているニュースリリースもご覧いただけます。



ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆様向けに「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。



東京海上グループ サステナビリティレポート

東京海上グループでは、サステナビリティの取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆様にご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「サステナビリティレポート」(PDF版)は、東京海上ホールディングスのサステナビリティ戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、パソコンやタブレットからでも閲覧しやすいA4横のPDF版で作成しています。



サステナビリティの考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様からのご支持があつてこそ成り立つものです。当社では、サステナビリティの取り組みは「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」に基づきサステナビリティを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆様提供価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループでは、サステナビリティを実践するための行動指針として、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」を定めています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。



商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。



人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。



地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和・環境の改善に配慮して行動します。



地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。



コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。



コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。



「持続可能な開発目標(SDGs)」は、世界が2030年に向けて、貧困や飢餓、エネルギー、技術革新、気候変動等の課題を解決し、持続可能な発展を実現するための目標です。

東京海上グループは、あらゆる事業活動を通じて、気候変動や自然災害、人口動態変化、技術革新、格差拡大等の課題解決に取り組んでおり、これからも、ステークホルダーの皆様と連携・協働し、保険・リスクマネジメントの専門性を活かし、SDGsの達成に貢献していきます。

東京海上グループ サステナビリティ関連方針

東京海上グループは、環境基本方針・人権基本方針を2021年12月に制定し、環境・人権課題の解決や価値共創に向けた取り組みを推進するとともに、環境・社会に対して負の影響を与えるリスクの適切な把握・管理に努めています。これらを適切に把握し管理するため、リスクの性質、重大性、ステークホルダーからの要請等をふまえて、環境・社会リスクを特定し、当該リスクが発生する

可能性の高いセクターを特定しています。また、ビジネスパートナーの皆様とともに、公平・公正な取引や人権尊重、環境保護、情報セキュリティ等に取り組んでいくための行動規範である、責任ある調達に関するガイドラインを制定し、バリューチェーン全体を通じて責任ある調達および調達慣行を推進しています。



環境基本方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/environment.html



人権基本方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/humanrights.html



環境・社会リスクへの対応方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental_social_risks.html



責任ある調達に関するガイドライン

www.tokiomarinehd.com/sustainability/procurement.html

外部イニシアティブへの参加



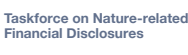
東京海上グループは、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成にも貢献するべく、国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則に賛同するなど、グループ経営理念と共通する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、さまざまなステークホルダーとともに、安心・安全でサステナブルな未来づくりを推進しています。

主な参加イニシアティブ

UNGC、国連環境計画・金融イニシアティブ、持続可能な保険原則、国連が支援する責任投資原則、国連防災機関民間セクター・アライアンス、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)フォーラム、生物多様性のための30by30アライアンス、CDP、環境省・21世紀金融行動原則 等



Signatory of:



サステナビリティの考え方

サステナビリティ推進体制

当社は、サステナビリティに関する重要課題の方針、計画、取組状況などについて取締役会にて審議しています。また、経営企画部では、サステナビリティ戦略の策定・推進に加え、各部店におけるサステナビリティの推進役「サステナキーパーソン」とともに社員の地域・社会貢献活動参加率延べ100%達成を含む全社員参加型のサステナビリティ取り組みを推進しています。

当社のサステナビリティの取り組み

当社は、「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」というパーパスを念頭に、社会課題の解決と当社の成長の双方を実現する好循環を実現していきます。

1. 未来世代への育成支援



■中学生向けキャリア教育の支援

中学生向けキャリア教育の一環として、株式会社地域新聞社(代表取締役社長:細谷佳津年)が発行している、お仕事紹介冊子「発見たんけん10年先のジョブノート(キャリア教育副教材)(*)」に出稿しています。2025年6月~2026年1月に千葉県・埼玉県9校の中学校へ出向き、当社独自のキャリア教育「出前授業」を実施しました。



社員が講師となり、業界や担当業務、また自転車をテーマに交通安全ルールと保険について講義をしました。業界を知り、業務のやりがいに触れ損害保険を身近に感じることで、中学生の将来の選択肢を広げる機会としています。

また、グループワークでは地元の道路を題材に、潜む危険を洗い出し、改善案の発表を行い事故防止の啓発にも繋がっています。

(*)本冊子は地元企業の紹介や実際に働く人の声を掲載。千葉県・埼玉県公立小中学校を対象に無料で配布されています。



■高校生向けキャリア教育の支援

高等学校における損害保険に関する教育の実態調査においては、損害保険教育が必要と回答した高校教員が5年連続で増加しています(2025年度一般社団法人日本損害保険協会調べ)。そのような背景から、当社は、若者向けキャリア教育およびキャリア支援活動のパートナーとして2023年10月より一般社団法人HASSYADAI social(代表理事:勝山恵一・三浦宗一郎、以下「ハッシャダイソーシャル」)との連携を開始しています。



2024年12月、ハッシャダイソーシャルの取り組みである「ハッシャダイスクール」(*1)が、キャリア教育アワードのコーディネートの部において「最優秀賞」(経済産業省大臣賞)を受賞されました。当社は「お仕事図鑑」(*2)に参画し、学生時代から社会人までの経験や、損害保険業、担当業務について講義をしました。進路への悩みや働くことへの不安を抱える若者に対し、ロールモデルと出会うきっかけを届ける機会を提供しています。



- (*1)進路を選択する際に生じる格差を解消し、すべての若者が自らの人生を選べるよう応援することを目的とした4つのプログラム
1.Choose Your Life! 講演、2.お仕事図鑑、3.児童養護施設・少年院での活動、4.「スナックハッシャダイ」の総称です。
- (*2)お仕事図鑑は、各業界をリードする企業や、地域に根差した伝統産業を支える企業と連携した、様々な職業や生き方を届けるための高校生向けキャリア教育プログラムです。『知らないから、選べないをなくす』のコンセプトのもと、“知る”ことから興味関心を広げ、自らのキャリアについて考える姿勢を育み、主体的なキャリア選択の機会を広げることをねらいとする取り組みです。全国の高校生に対しプログラム・講演実績のあるハッシャダイソーシャルが、各高校のキャリア教育の時間を活用し、日本の各種業界の企業、団体と連携し、その業界の歴史、文化、そこで働く人々の想いを次世代の若者に伝えています。

2.災害レジリエンス向上支援



■減災・防災の支援

災害レジリエンスを向上し、持続可能な社会を実現するため、2023年2月より当社は株式会社ソマノベース(代表取締役:奥川季花、以下「ソマノベース」)の「MODRINAE」を導入しています。



ソマノベースは「土砂災害による人的被害をゼロにする」というビジョンを掲げ、2021年5月に設立された和歌山県田辺市のベンチャー企業で、森林に関わるプロダクト・サービスであるMODRINAEを提供しています。MODRINAEは、「2年間」という決められた期間で、どんぐりから苗を育て、森に戻し、災害リスクの低い山づくりに貢献しています。ソマノベースの「災害を無くしたい」という思いと、当社の「“あんしん”をお届けしたい」という思いが重なり、今では累計約90本の苗木が育っています。

当社の全国の拠点で育てた苗を、和歌山県田辺市内で開催された「Scrap and Reforest」にて植樹しました。



サステナビリティの考え方

3. 障がい者スポーツ支援



東京海上グループは、すべての人がそれぞれの個性を尊重して活躍できる共生社会づくりに取り組んでおり、障がいを超えて挑戦を続けているアスリートをサポートしています。

■障がい者スポーツを「知る」「見る」

当社においても、障がい者スポーツの試合観戦や、障がい者スポーツに関する講演会への参加を推進しており、これらをきっかけとした、多様な個性を尊重し合う企業文化の醸成を目指しています。

■アンプティサッカー協会の支援

2018年8月より「特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会」とパートナーシップ契約を締結しています。当社にはアンプティサッカーの新井誠治選手が社員として在籍しており、これまでもアンプティサッカーと近い関係にありましたが、障がい者スポーツに関する取り組みをさらに推進し、その関係を深めるため、パートナーとして支援しています。



4. 健やかで豊かな生活の支援

■日新火災withCaNday

保険事業にとどまらない形で、これからの地球や社会で生きていく人々にとっての“あんしん”をお届けすることを目的に、オウンドメディア「日新火災 withCaNday」を通じて、日常で簡単にできるサステナブルなアクションを発信しています。



暮らしに役立つサステナブルな情報を発信中！

<https://canday-note.nissshinfire.co.jp/>

2025年1月に「Green Ponta Action」(株式会社ロイヤリティマーケティング)への記事連携を開始しました。

また定期的にイベント開催等も行っており、社員の「新しい持ち主に使ってもらいたい品物」を持ち寄り、「チャリティーバザー!withCaNday〜つくる責任、つかう責任 (SDGs 目標12)を考えよう〜」を4年連続で開催しました。この取り組みにより、リユースを通じた資源の有効活用 に貢献しています。



■ヘルメットリサイクルプログラム

2024年9月より、グローバルなリサイクル企業である米テラサイクルの日本法人テラサイクルジャパン合同会社(代表:浪花優子)と協働し、プラスチック製のヘルメットを回収する「ヘルメットリサイクルプログラム」を開始しました。当社は、このプログラムにより、リサイクルがまだ広く浸透していないヘルメットについて地域のリサイクルルートを補います。また、一般的に耐用年数が3～5年とされるヘルメットの適切なタイミングでの交換を促し、事故防止の啓発に貢献していきます。



5.環境負荷削減の取り組み



■事業活動に伴う環境負荷の低減

東京海上グループの方針・計画に沿って、電気、紙、ガソリン等の使用量について削減目標を定めており、具体的な行動計画のもと、環境負荷の低減に取り組んでいます。

■紙資源の利用を大幅に削減し、自然環境の保全に貢献する「約款」「契約確認」のWeb化

紙の保険約款に代えてWeb上で参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えてWeb上で契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。2025年度は、収益の一部である1,253,382円をケニア共和国の環境保護活動家・故ワンガリ・マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

6.地域・社会貢献の取り組み



■社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



東京本社ビルにおける清掃活動

■企業献血等の実施

東京本社・さいたま本社において企業献血を行うなど、献血に係る取り組みを実施しています。

■使用済み切手等の収集・寄贈

全国の各拠点、および当社代理店にて収集した使用済み切手を「公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会」に寄贈しています。2025年度は16.5kgの使用済み切手を寄贈しました。使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域へ医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。

■使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル活動

「HOYA株式会社」が取り組んでいる「アイシティecoプロジェクト」に参加しており、全国の各拠点にて使い捨てコンタクトレンズの空ケースを収集しています。これらはリサイクルにより再資源化され、その対価は「公益財団法人日本アイバンク協会」において、視力を再び取り戻したいと願う人たちのために役立てられています。2025年度は134.4kgの使い捨てコンタクトレンズの空ケースを寄贈しました。

サステナビリティの考え方

損害保険業界としての普及啓発・理解促進活動および社会貢献活動

当社は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでいます。

また、事故、災害および犯罪の防止・軽減に向けて、さまざまな社会貢献活動を推進しています。2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。

普及啓発・理解促進



消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解した上で、適切かつ有効に活用いただけるよう、下記のツールや活動を通じて「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

- そんぽ学習ナビ
- 講師派遣活動
- 各種教育副教材の提供

地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。損害保険業界では、消費者向けの啓発、地震保険を募集する損保代理店の支援などを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



自賠責保険の普及・啓発



自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、広告の掲出などマスメディアを通じた「自賠責保険広報活動」を実施しています。

消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。

交通安全対策



(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

(2) 交通安全啓発活動

- 交差点事故低減に向けて、「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページに公開しています。
- 自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、自転車事故の防止を呼びかけています。
- 反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて、高齢者の交通事故防止を呼びかけています。
- 飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。
- 後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。



防災・自然災害対策



(1) 地域の安全意識の啓発

- ・ 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。
- ・ 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の取り組みや学べる事前学習型の教材(手引き)を作成し安全教育を推進しています。
- ・ 自然災害によるリスクや備えを学んでもらうため、中学生・高校生向けの「防災教育副教材」を作成し、防災教育を推進しています。

(2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

- ・ 小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。
- ・ 総務省消防庁と共催で「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを作成し、防火意識啓発・PR等に使用されています。
- ・ 水害発生時の個人の防災計画を作成するWebコンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」や「ハザードマップと一緒に読む本」、動画で学べるコンテンツ等を損保協会ホームページに公開しています。
- ・ 「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。

不正請求対策



(1) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画していることに加え、各地で啓発活動を実施し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(2) 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」などと言って勧誘する業者とのトラブルが急増しているため、消費者庁・金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。



(3) ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

インターネット広告に表示されたロードサービス業者との消費者トラブルが急増しています。トラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡するよう、消費者へ注意を呼びかけています。

(4) 保険金不正請求ホットラインの運営

「保険金不正請求ホットライン」を開設して、保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

(5) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、保険金詐欺が重罪であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

(6) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

(7) 保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用し、保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

サステナビリティの考え方

環境問題への取り組み



(1) 気候変動対応の推進

2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を損保協会ホームページで公開し、脱炭素社会の実現を図ります。

(2) 環境問題に関する目標の設定

CO₂排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

(3) 環境取り組みに関する行動計画

「環境取り組みに関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

【具体的行動計画】

1. 損害保険業を通じた取り組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

(4) 自動車リサイクル部品活用の推進

廃棄物の削減やCO₂の排出量を抑制するため、自動車の修理時にリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(5) エコ安全ドライブの推進

「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、チラシを作成し、普及に取り組んでいます。

商品・サービス について

保険の仕組み	62
個人向け保険商品	66
企業向け保険商品	68
事故時のサービス	70
個人向けサービス	72
企業向けサービス	73
新商品の開発および約款・料率の改定	74

保険の仕組み

保険の仕組み

❖ 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

❖ 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約(有償・双務契約)です。なお、損害保険は無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の権利・義務が具体的に記されています。また、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券等を発行します。保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

❖ 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分)から成り立っています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率(保険料率のうち保険金のお支払いに充てられる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

契約手続きの流れ

❖ 保険の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

❖ 商品内容の提案と説明

お客さまとのご相談を通じて、お客さまの抱えるリスクやご意向などを把握し、適切な保険商品・プランを提案・説明します。また、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)」「ご契約のしおり」等を用いて、商品内容をわかりやすく説明します。

❖ 適切な保険金額の設定

損害保険契約は、事故や災害による損害に対して、適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額で契約されてこそ、万一のときにお役に立ちます。

たとえば火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物等の評価額に応じた保険金額を設定いただきます。保険金額が評価額を超過している契約の場合は、一定の条件のもとで、保険契約者はその超過分を取り消すことができます。また、評価額を下回る契約の場合は、一部保険となり、十分な補償を受けられないことがあります。

❖ 契約内容のご確認と保険契約の申し込み

ご契約の引き受けや保険料の決定に必要な情報として、代理店や保険会社が保険契約申込書等で質問する事項(告知事項)について、ありのままにご回答いただきます。

万一告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

お申し込みいただく商品やプランがお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことをご確認ください、保険契約申込書にご署名または記名・捺印をいただきます。

■ 保険料のお支払い

保険料のお支払いにあたりましては、保険の種類により、金融機関での口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票等、便利な方法をご利用いただけます。

保険料を現金でお支払いいただく場合には、契約と同時ににお支払いいただくことになります。その際に、当社は所定の保険料領収証を発行します。

保険のお申し込みをいただいても、それぞれの払込方法ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険金をお支払いできません。

なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返しします。(ただし、お返しできない場合もあります。)

■ 保険証券等の内容の確認

通常、保険契約後、契約の証として保険証券等を作成の上、発送します。保険契約者は、お申し込み内容どおりとなっているかどうかをご確認いただくこととなります。

■ 契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約内容に変更が生じた場合には、ご連絡ください

契約後に保険証券等に記載されている内容に変更が生じた場合には、保険契約者から当社代理店または当社にご連絡いただく必要があります。

ご連絡をいただけない場合には、変更が生じた時からご連絡いただくまでの期間の事故による損害について、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険証券等を適宜ご確認ください

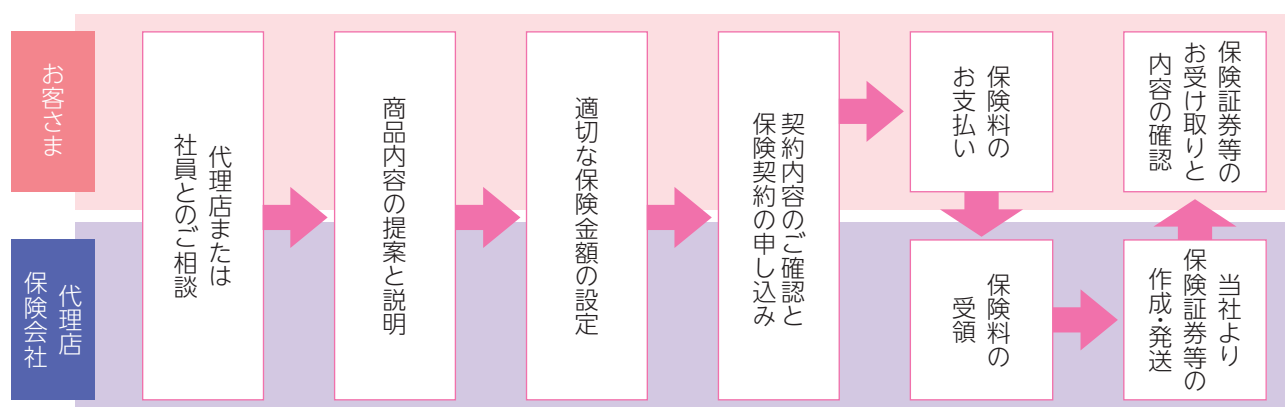
事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、保険証券等を定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

■ クーリング・オフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するための保険契約や営業または事業のための保険契約等を除きます。)について、クーリング・オフ制度が適用されています。

お客さまが契約をお申し込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明事項記載書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申し込みの撤回または解約を行うことができます。

■ 契約手続きの流れ(例)



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

お客さまが万一事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、丁寧な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にわたる工程管理を行っています。

1. 事故の発生

事故が発生した場合、まず負傷者の救護等の緊急措置や車両の移動等二次災害の防止を行うとともに、警察署や消防署等へ通報してください。また、お相手のかたがいる場合、住所・氏名・連絡先・加入保険会社等をできるだけその場で確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、速やかに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社では、フリーダイヤル(無料)で夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡・ご相談を受け付けています。

日新火災事故受付センター

〈自動車の事故のご連絡〉 **0120-25-7474**

〈自動車以外の事故のご連絡〉 **0120-232-233**

3. 損害状況の確認

当社の損害サービス拠点で、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに補償条件・特約等の契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の確認や、被害者・修理業者・病院との打ち合わせ等を行います。また、お客さまには進捗状況を節目節目にご連絡します。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

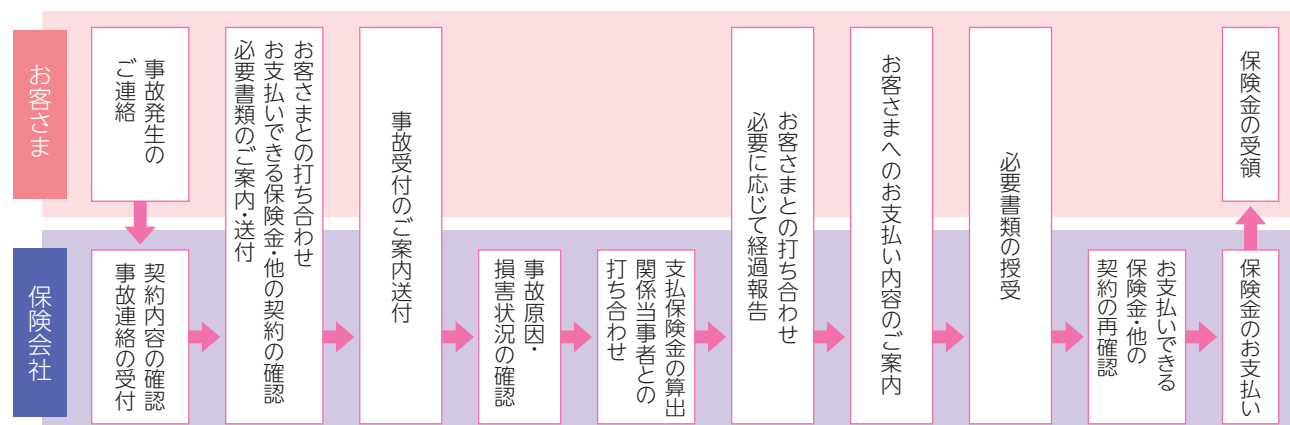
5. 保険金お支払額の決定

契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と打ち合わせし、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、銀行等の金融機関への口座振込をご指定いただきます。

■ 事故発生から保険金お受け取りまでの流れ



再保険

1. 再保険とは

台風や洪水などの自然災害や、工場での大規模な火災といった巨額の保険金支払に備えるため、保険会社は保険金の一部をほかの保険会社に移転することでリスク分散を行っています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。また、再保険手配後に自ら保険金支払責任を負担することを「保有」といいます。

再保険取引を行う目的は以下のとおりです。

- ・ 保有するリスク量を適正にコントロールすることにより、経営の健全性を確保することができます。
- ・ 損害額を軽減し、保険成績の安定性を確保することができます。
- ・ 引き受けるリスクについては、それに対する自己資本の準備が必要ですが、リスクを分散させることで、保険引受に必要な自己資本を効率的に活用できます。

2. 保有・出再方針

当社では保有・出再方針を、当社が引き受けるリスクの内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように定めています。

3. グループ再保険の活用

当社は、グループ会社である東京海上日動社への出再を行っており、東京海上日動社は、グループ会社から集約したリスクに対して、再保険の一括手配を行っています。これにより、出再先との交渉力の強化や、グループ会社全体としての資本効率の向上を行っています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズにあったさまざまな商品をご用意しています。

商品ラインナップ(主要商品一覧)

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●ユーサイド(新総合自動車保険)

ご自身や相手の方のケガやお車への補償等、自動車保険に必要な基本補償でお客さまをお守りします。さらに充実した特約で、より安心なカーライフを提供します。



●ドライビングサポート24プラス

ユーサイド(新総合自動車保険)に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットいただいたお客さまに、通信機能付きドライブレコーダーを貸し出し、お客さまの安全、安心に資するサービスを提供します。具体的には、安全運転支援や事故時の事故受付センターへの通話、事故映像の当社へのデータ連携などを行います。



●自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災、風災、水災、盗難・水ぬれ等による建物や家財の損害を幅広く補償するほか、すまいや暮らしにまつわるさまざまなサービスを提供します。



●お家ドクター火災保険(すまいの保険)

全国の優良工務店とタッグを組み、「高品質な修理」と「保険金のお支払」をワンセットで提供する商品です。建物が損害を受けたとき、当社より信頼できる修理業者(指定工務店)をご案内しますので、お客さまが修理業者を探す必要がありません。インターネットでお申込みいただくことも可能です。



●お部屋を借りるときの保険(賃貸家財総合保険)

インターネット申込専用の賃貸入居者向け家財保険です。火災、盗難等による家財の損害のほか、家主やその他の第三者に対して賠償責任を負った場合の補償をセットしています。また、予期せぬ被害事故に遭った場合の弁護士への相談費用等も補償し、賃貸住宅での暮らしをサポートします。



●マンションドクター火災保険(マンション管理組合同約付すまいの保険)

●地震保険

からだの保険・ゴルファーの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。
お客さまのニーズにあわせて、充実の補償をお選びいただけます。

●日常生活傷害補償保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症を補償します。



●働けないときの保険 (所得補償保険)

病気やケガで働けなくなったときの所得の減少を補償する保険です。インターネットでのお申込みも可能です。



●ゴルファー保険

プレー中のケガや第三者に対する賠償責任、ゴルフ用品の破損等、ゴルフ中のさまざまなリスクを補償します。



●ジョイエ傷害保険

個人のお客さま向けの積立保険(貯蓄型保険)です。

日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症や第三者に対する賠償責任を補償します。契約の満期時には、満期返れ金をお支払いします。



企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。

リスク		対 象	主な保険商品
■火 災 ■爆 発 ■破 裂 ■機械設備の損傷 ■電気的事故 ■自然災害 落 雷 風 災 水 災 地 震 ■盗 難 ■役員・従業員の死亡・ 傷病・死亡退職金・弔 慰金等のお支払い ■賠償責任	財 物	建物 機械設備 什器・備品 原材料・仕掛品 商品・製品	ビジネスプロパティ(企業財産総合保険) Mono保険(財産補償保険)
		工事の目的物	工事の保険 (工事の保険特約付帯建設工事保険)
		自動車(車両)	ユーサイド(新総合自動車保険)
	営業利益等	生産中止・休業	ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
	役員・従業員	従業員福利厚生 経営者保障(補償)	労災あんしん保険(業務災害総合保険) 労働災害総合保険 日常生活傷害補償保険 ユーサイド(新総合自動車保険)
	損害賠償	第三者賠償(除く自動車)	ビジサポ(統合賠償責任保険) 事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険) ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
		第三者賠償(自動車)	ユーサイド(新総合自動車保険)

商品ラインナップ(事業経営に関する主要商品一覧)

自動車事故リスクをカバーする保険

●ユーサイド(新総合自動車保険)

お客さまのニーズに合わせた契約条件をご提案し、企業の自動車リスクを補償します。



労働災害リスクをカバーする保険

●労災あんしん保険(業務災害総合保険)

従業員の業務上のケガのほか、うつ病・過労による脳・心疾患を補償します。



財産喪失リスクをカバーする保険

●ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)

火災や自然災害等による財産損害・休業損失・家賃損失など、事業活動を取り巻くさまざまなリスクを補償します。

選べる補償により、お客さまの事業に合わせた最適な保険を設計することが可能です。



賠償責任リスクをカバーする保険

●ビジサポ(統合賠償責任保険)

事業活動における賠償リスクやそれに伴う費用支出のリスクをまとめて補償します。お客さまのニーズにあわせて、必要な補償を組み合わせでご契約いただけます。



●Mono保険(財産補償保険)

火災や自然災害等によるさまざまなリスクから、お客さまの大切な財産をおまもりします。保管中はもちろん、使用中・輸送中の事故も補償します。



●事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険)

インターネットでお申込みいただく事業活動に関わる賠償リスクを補償する保険です。(年間売上高1億円以下の事業者限定)

損害賠償請求や顧客トラブル等のリスクから、事業と従業員をおまもりします。

日新火災

事業をおまもりする保険

工事遂行中のリスクをカバーする保険

●工事の保険(工事の保険特約付帯建設工事保険)

工事の際に発生した事故による建築資材等の損害を補償します。資材等の運送中から完成引き渡しまで、火災・盗難・風災・水災・作業ミスなど幅広く補償します。



事故時のサービス

事故時のサービス

万一の事故の際、お客さまに安心と満足を実感いただける損害サービスを提供することは、保険会社のもっとも重要な責務の一つです。

当社は、全国の損害サービス拠点で専門スタッフがお客さまに寄り添い、不安を取り除き、要望・期待に応えるためきめ細やかな損害サービスの提供をしています。また、「日新火災事故受付センター」をはじめ、次のとおり多様なサービスで、お客さまに“あんしん”をお届けします。

■ 日新火災事故受付センター

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスを提供しています。

〈自動車の事故のご連絡〉

フリーダイヤル 0120-25-7474

〈自動車以外の事故のご連絡〉

フリーダイヤル 0120-232-233



■ 初期対応センター

夜間・休日等、当社の営業時間外にご連絡をいただいた自動車事故について、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスやお支払いの対象となる補償内容のご案内、修理工場や病院との打ち合わせ、代車の手配等を行います。



■ 各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまのうち、「ロードサービス費用補償特約」がセットされた契約車両を対象に、ロードサービス(レッカー急行、けん引、バッテリー上がり時のジャンピングサービス、高速・有料道路または一般道路上でのガス欠時給油、道路上のスタックからの脱出等)を提供しています。



■ すまいのサポート24

住宅安心保険・すまいの保険* (ペットネームが住自在またはお家ドクター火災保険)・お部屋を借りるときの保険をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。

※すまいの保険は2015年10月1日以降の保険始期契約が対象です。



✦ その他のサービス

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目に、お電話による経過等のご連絡を行っています。

① ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故対応に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

② リターンコール

ご安心コール後の、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容をご報告します。

③ 経過コール

進捗状況を節目節目にご報告します。

④ 解決コール

事故が解決したことを、いち早くお客さまにご報告します。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・はがき・メール等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

■ 早期災害復旧支援サービス

ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)・Mono保険(財産補償保険)*をご契約のお客さまを対象として、提携する災害復旧専門会社により、火災等で罹災した機械、設備または装置の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備または装置を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

※ Mono保険は契約者および被保険者が事業者(個人事業主を含みます)の契約が対象です。

個人向けサービス

医療のサポート24

医療に関するさまざまなご質問について、専門スタッフがご相談に応じ、お客さまのおからだに関わる「もしも」の時のサポートします。

- ・ 緊急医療相談サービス
- ・ 一般健康相談サービス
- ・ 予約制専門医相談サービス
- ・ 転送・患者移送サービス
- ・ 医療機関案内サービス
- ・ 介護相談サービス
- ・ お薬相談サービス
- ・ 育児・栄養相談サービス

※サービスの対象は、以下の商品をご契約のお客さまとそのご家族の皆さまです。

- ・ ジョイエ医療保険
- ・ ジョイエ傷害保険(スポーツ向けプラン)
- ・ ジョイエ傷害保険(NEW キッズプラン)
- ・ ジョイエ傷害保険(キッズプラン) (保険始期が2019年10月1日以降の契約に限りです。)
- ・ 介護費用保険
- ・ 積立介護費用保険
- ・ 日常生活傷害補償保険
- ・ 学生・生徒総合補償保険
- ・ 働けないときの保険(所得補償保険)
- ・ 住宅安心保険(保険始期が2023年1月1日以降の契約に限ります。)

いじめ・嫌がらせ・痴漢等の被害に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ、痴漢等の被害に遭われた場合の対応方法(加害者への損害賠償請求等)について弁護士に電話で相談できます。

※日常生活傷害補償保険の弁護士費用・法律相談費用補償特約が付帯されている契約のみ対象です。

暮らしのトラブル相談サービス

近隣トラブルや税金、資産運用など暮らしのトラブルについて弁護士、税理士、ファイナンシャルプランナー等がご相談にお答えします。

※サービスの対象は、保険始期が2023年1月1日以降の住宅安心保険をご契約のお客さまです。

リフォーム相談サービス

ご要望やご予算に沿ったリフォームのご相談、リフォームに関する各種お悩みなどについて、オンライン面談でお気軽にご相談いただけます。

※サービスの対象は、保険始期が2023年1月1日以降の住宅安心保険、お家ドクター火災保険をご契約のお客さまとそのご家族の皆さまです。

長期優良住宅の維持保全サポートサービス

長期優良住宅の認定を受けられた住宅について、所管行政庁より維持保全の状況調査が行われた場合に、維持保全の計画の見直しや、所管行政庁への報告等をサポートします。

※サービスの対象は、保険始期が2023年1月1日以降の住宅安心保険、お家ドクター火災保険をご契約のお客さまとそのご家族の皆さまです。

その他のサービス

■My日新(お客さまマイページ)

My日新は、個人のお客さまを対象としたインターネットサービスです。契約内容の確認や住所等の変更等、便利な機能を提供しています。

■マンション防災レポート提供サービス

国および自治体の公開情報をはじめ、各種の防災情報を集約した防災レポートを無料でご提供します。

※サービスの対象は、マンションドクター火災保険をご契約のマンション管理組合の皆さまです。

※本サービスは国際航業株式会社の「Bois 立地診断レポート」を利用してご提供します。

企業向けサービス

企業を取りまくさまざまなリスクに対し、リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極めた上で、適切な対策をご提案します。

リスクコンサルティング グループ会社のユニバーサルリスクソリューション株式会社と連携し提供しています。

自動車事故防止支援サービス

■ 運転適性診断サービス

診断機器を搭載した安全サービスカーがお客さまの指定場所までお伺いします。その場で受診された方に診断結果をお伝えします。また、管理者向けに「適性診断結果報告書」をお届けします。



安全サービスカー以外にも、室内設置用の運転適性診断機器もご用意しています。

■ 安全運転講習会への講師派遣

お客さまの事故の特徴を分析した上で、事故防止のポイント、事故事例に基づいた危険予知訓練等の講習会を行っています。



リスクマネジメント情報の提供

■ 「Safety Information」の発行

社会環境の変化や情報ネットワークの高度化さらに法改正や税制改正により、企業を取り巻くリスクは多種多様化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」は、そのリスクから企業を守るために、ヒントとなる最新情報をお届けします。



建築物の防火対策支援

■ 防火管理者受託型コンサルティングサービス

安心・安全な建物の環境づくりをお手伝いするため、消防法に定められた防火管理業務を受託し、定期巡回点検や防災訓練を行うほか、防火管理者の成り手不足の問題を解決しています。

建物・機械等調査サービス

■ 火災保険物件調査サービス

ビル・工場および商業施設の建物・機械等を調査・評価し、火災保険の適切な保険価額を算定しています。

神社や寺院の建築物は、「特別な技術が多用されている」「建築後の年数がかなり経過している」等の理由により、適切な評価額の算出が困難なケースがあり、経験豊富な鑑定人によるサービスも提供しています。



その他のサービス

FP・士業相談サービス

事業をおまもりする保険（統合賠償責任保険）をご契約のお客さまを対象として、企業経営に関するさまざまなお

悩みについて、ファイナンシャルプランナー（FP）、弁護士、税理士または社労士等の士業がご相談に応じます。

新商品の開発および約款・料率の改定

2020年	1月	- 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(型式別料率クラス制度の改定、対人・対物賠償の補償拡大、日常生活賠償責任補償特約の補償拡大等) - 統合賠償責任保険(ビジサポ)「セキュリティトラブル対応費用補償特約」の発売
	7月	統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(料率改定、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」の新設等)
	10月	統合賠償責任保険(ビジサポ)「特定感染症等事業者費用補償特約」の発売
2021年	1月	- 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(料率改定、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の新設(ドライビングサポート24プラスの運用開始)、対物超過修理費用の補償拡大等) - 企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(料率改定、特約新設等) - 地震保険の改定(料率改定等) - 火災保険の改定(料率改定、すまいのサポート24のサービス拡充等) - マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(料率改定等)
	3月	統合賠償責任保険(ビジサポ)「クレーム等対応費用補償特約」の発売
	10月	マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(「管理組合役員・行事参加者の傷害一時金補償特約」の新設)
2022年	1月	工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」の改定(料率改定等)
	4月	新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等
	10月	- 地震保険の改定(料率改定等) - 火災保険の改定(最長保険期間の短縮) - 統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(「サイバー・情報漏えい事故」単独補償の新設等) 「分譲マンション大規模修繕工事向け履行保証保険」の発売
2023年	1月	- Web完結で申込みができる所得補償保険「働けないときの保険」発売 「住自在」をリニューアルし、「お家ドクター火災保険」を発売 - 火災保険の改定(料率改定、「指定工務店特約」の新設、付帯サービスの新設等) - 企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(料率改定、特約新設等) - マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(料率改定、特約新設等) - 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(「被害者救済費用等補償特約」の新設、「レンタカー費用補償特約」の改定等)
	10月	傷害保険の改定(「弁護士費用・法律相談費用補償特約」の改定等)
2024年	1月	- Web完結で申込みができる統合賠償責任保険「事業をおまもりする保険」発売 - 空き家所有者向け統合賠償責任保険「空き家専用保険」発売 - 統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(約款改定等) - 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(料率改定)
	4月	業務災害総合保険「労災あんしん保険」の改定(約款改定等)
	10月	- 火災保険の改定(料率改定、特約新設、すまいのリスクマップ新設等) - 企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(料率改定等) - マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(料率改定等) - 傷害保険の改定(携行品損害補償の改定等)
2025年	1月	新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(料率改定、「ロードサービス特約」「レンタカー費用補償特約」の改定等)
	9月	業務災害総合保険「労災あんしん保険」の改定(「疾病入院保険金定額補償特約条項」の新設等)
	10月	火災保険の改定(評価額改定、住宅安心保険、お家ドクター火災保険の約款改定)
2026年	1月	- 統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(料率改定、「業務過誤賠償責任補償特約」の新設等) - Web完結で申込みができる統合賠償責任保険「事業をおまもりする保険」の改定(約款改定、付帯サービス「メンタルケアホットライン」および「休業職場復帰サポート」の新設) - 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(料率改定、「レンタカー費用補償特約」の改定等)
	3月	統合賠償責任保険「ビジサポ」およびWeb完結で申込みができる統合賠償責任保険「事業をおまもりする保険」の改定(付帯サービス「すま〜とクローズ<キャンセル料集金代行サービス>」の新設)

業績データ

事業の状況	76
経理の状況	86

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目 \ 年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	145,444 (△1.56%)	145,031 (△0.28%)	147,897 (1.98%)	158,266 (7.01%)	161,943 (2.32%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	163,053 (△3.53%)	161,281 (△1.09%)	163,064 (1.11%)	167,524 (2.74%)	177,247 (5.80%)
保険引受利益又は保険引受損失(△) (対前期増減(△)率)	15,647 (129.72%)	6,793 (△56.58%)	6,724 (△1.02%)	△3,558 (△152.93%)	△3,016 (ー%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減(△)率)	20,467 (△13.12%)	8,447 (△58.73%)	8,271 (△2.09%)	△2,174 (△126.29%)	6,227 (ー%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)	12,532 (△26.62%)	7,092 (△43.41%)	5,507 (△22.35%)	△1,017 (△118.47%)	5,223 (ー%)
正味損害率	59.88%	63.76%	63.49%	60.86%	61.14%
正味事業費率	33.56%	34.97%	35.09%	35.59%	36.48%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	4,052 (△0.57%)	4,542 (12.08%)	6,757 (48.77%)	7,026 (3.98%)	7,150 (1.77%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.29%	1.57%	2.58%	2.81%	2.84%
資産運用利回り (実現利回り)	2.26%	1.26%	1.35%	1.40%	4.30%
時価総合利回り	△0.35%	△2.05%	1.41%	△0.15%	1.12%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,389 (187,410千株)	20,389 (172,960千株)	10,194 (131,660千株)	10,194 (119,275千株)	10,194 (108,129千株)
純資産額	80,916	63,870	49,562	39,693	33,730
総資産額	392,556	366,535	349,672	347,671	350,918
積立勘定として経理された資産額	3,854	2,496	2,395	2,072	1,818
責任準備金残高	233,604	224,594	218,542	224,731	226,449
貸付金残高	116	99	68	39	8,626
有価証券残高	216,208	206,595	218,460	198,955	182,994
単体ベースのソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	別時期での開示
自己資本比率	20.61%	17.43%	14.17%	11.42%	9.61%
配当性向	82.11%	—	—	—	—
従業員数	2,162名	2,092名	2,033名	2,065名	2,060名

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 単体ベースのソルベンシー・マージン比率については、新制度導入初年度における経過措置の適用により、2026年10月末までに開示します。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び従業員1人当たり保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	43,453	25.9%	9.8%	52,058	29.0%	19.8%	51,064	27.8%	△1.9%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	6,884	4.1	△1.7	6,640	3.7	△3.5	6,089	3.3	△8.3
自動車	85,883	51.2	△0.2	87,568	48.7	2.0	91,819	50.0	4.9
自動車損害賠償責任	10,566	6.3	△12.9	10,575	5.9	0.1	10,215	5.6	△3.4
その他	20,943	12.5	7.9	22,824	12.7	9.0	24,626	13.4	7.9
(うち賠償責任)	(10,469)	(6.2)	(8.9)	(11,443)	(6.4)	(9.3)	(12,610)	(6.9)	(10.2)
合計	167,732	100.0	2.2	179,668	100.0	7.1	183,815	100.0	2.3
従業員1人当たり 元受正味保険料(含む収入積立保険料)	82		5.1	87		5.5	89		2.6

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

3. 海上保険は、2009年度より販売を行っていません。

正味収入保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	26,530	17.9%	11.9%	34,264	21.6%	29.1%	32,554	20.1%	△5.0%
海上	0	0.0	△502.0	0	0.0	—	—	—	—
傷害	5,752	3.9	△0.4	5,613	3.5	△2.4	5,128	3.2	△8.6
自動車	85,326	57.7	△0.3	87,071	55.0	2.0	91,277	56.4	4.8
自動車損害賠償責任	10,573	7.1	△10.1	9,821	6.2	△7.1	9,781	6.0	△0.4
その他	19,713	13.3	8.1	21,495	13.6	9.0	23,201	14.3	7.9
(うち賠償責任)	(10,388)	(7.0)	(9.0)	(11,355)	(7.2)	(9.3)	(12,519)	(7.7)	(10.2)
合計	147,897	100.0	2.0	158,266	100.0	7.0	161,943	100.0	2.3

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2023年度		2024年度		2025年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	16	16,939	13	17,808	11	18,520
海上	0	0	0	0	—	—
傷害	—	58	—	59	—	54
自動車	2	559	2	500	2	545
自動車損害賠償責任	6,191	6,183	5,423	6,176	5,539	5,974
その他	195	1,424	267	1,597	288	1,713
(うち賠償責任)	(0)	(81)	(0)	(88)	(0)	(91)
合計	6,406	25,166	5,706	26,141	5,842	26,808

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	981	1,432	1,143
海上	0	0	—
傷害	190	202	149
自動車	1,198	1,269	1,400
自動車損害賠償責任	460	401	399
その他	192	176	210
(うち賠償責任)	(41)	(45)	(57)
合計	3,023	3,483	3,304

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災	639	△5,922	△1,663
海上	0	0	0
傷害	△243	△353	△344
自動車	6,312	1,805	302
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	15	912	△1,310
(うち賠償責任)	(△13)	(568)	(△274)
合計	6,724	△3,558	△3,016

(注)上記の金額は、平成10年大蔵省告示第232号第3条に基づく異常危険準備金の取崩しおよび繰入れの影響を含んでいます。

元受正味保険金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2023年度		2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火災	22,047	24.9 %	22,383	24.4 %	19,978	21.6 %
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	2,673	3.0	2,770	3.0	2,597	2.8
自動車	45,002	50.8	47,029	51.2	49,519	53.5
自動車損害賠償責任	9,792	11.0	10,004	10.9	9,953	10.8
その他	9,108	10.3	9,710	10.6	10,487	11.3
(うち賠償責任)	(4,514)	(5.1)	(4,611)	(5.0)	(5,776)	(6.2)
合計	88,625	100.0	91,898	100.0	92,536	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率
火災	18,291	22.0%	72.0%	18,519	21.6%	56.8%	18,195	20.6%	58.6%
海上	0	0.0	—	0	0.0	—	—	—	—
傷害	2,671	3.2	52.2	2,769	3.2	54.9	2,596	2.9	56.8
自動車	44,644	53.6	60.9	46,446	54.2	61.8	49,226	55.9	62.3
自動車損害賠償責任	8,558	10.3	89.2	8,202	9.6	92.7	7,656	8.7	87.8
その他	9,131	11.0	52.9	9,686	11.3	50.6	10,463	11.9	49.9
(うち賠償責任)	(4,514)	(5.4)	(50.4)	(4,611)	(5.4)	(46.2)	(5,776)	(6.6)	(51.5)
合計	83,297	100.0	63.5	85,625	100.0	60.9	88,139	100.0	61.1

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2023年度		2024年度		2025年度	
	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火災	0	3,755	0	3,863	0	1,782
海上	0	0	0	0	—	—
傷害	—	1	—	1	—	0
自動車	0	359	0	583	0	293
自動車損害賠償責任	8,558	9,792	8,202	10,004	7,656	9,953
その他	71	48	210	233	40	63
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	8,630	13,958	8,413	14,686	7,696	12,094

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	72.0	40.8	112.8	56.8	38.5	95.3	58.6	39.8	98.4
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	52.2	46.4	98.6	54.9	47.2	102.1	56.8	47.5	104.2
自動車	60.9	31.6	92.4	61.8	32.6	94.3	62.3	33.7	96.0
自動車損害賠償責任	89.2	34.5	123.7	92.7	35.8	128.5	87.8	36.8	124.6
その他	52.9	39.7	92.5	50.6	40.1	90.7	49.9	40.0	89.9
(うち賠償責任)	(50.4)	(37.5)	(87.8)	(46.2)	(37.4)	(83.5)	(51.5)	(37.2)	(88.7)
合計	63.5	35.1	98.6	60.9	35.6	96.4	61.1	36.5	97.6

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	55.7	31.2	86.9	50.8	34.0	84.8	45.7	29.0	74.7
海上	58.1	0.0	58.1	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	8.1
傷害	54.2	45.7	99.9	55.0	46.8	101.8	55.3	46.0	101.3
(医療)	(31.8)			(32.2)			(38.9)		
(がん)	(52.6)			(75.3)			(85.7)		
自動車	61.8	31.4	93.2	65.2	32.5	97.7	65.3	33.9	99.2
その他	56.2	37.6	93.8	51.5	38.1	89.6	54.3	37.9	92.2
(うち賠償責任)	(57.6)	(38.0)	(95.6)	(55.7)	(37.9)	(93.6)	(57.1)	(38.1)	(95.2)
合計	59.3	32.8	92.1	59.2	34.2	93.4	58.0	33.6	91.6

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
7. 傷害保険のうち介護保険は、取り扱いがないため記載を省略しています。
8. 介護費用保険は、新規の販売を行っていないため「その他」に含めています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	2023年度	2024年度	2025年度
国内契約	100.0	100.0	100.0
海外契約	—	—	—

(注) 収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2024年度	3 (—)	99.97% (—)
2025年度	3 (—)	99.97% (—)

- (注) 1. 出再先保険会社数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者 (プール出再を含む) を対象としています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+~BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
2024年度	100.0% (— %)	0.0% (— %)	0.0% (— %)	100.0% (— %)
2025年度	100.0% (— %)	0.0% (— %)	0.0% (— %)	100.0% (— %)

- (注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区分		年度	2023年度	2024年度	2025年度
1	年度開始時の未収再保険金		676 (—)	157 (—)	508 (—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額		1,133 (—)	3,290 (—)	1,474 (—)
3	当該年度回収等		1,652 (—)	2,939 (—)	1,818 (—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金		157 (—)	508 (—)	164 (—)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、満期を迎えた契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、昨年6月および本年6月に満期を迎えた契約の契約者配当金は以下のとおりです。

* 2025年6月および2026年6月に満期を迎えた契約の契約者配当金の例

(積立普通傷害保険、満期返戻金100万円、一時払の場合)

	保険期間	契約者配当金の額	予定の利回り
2025年 6月満期	3年	0円	0.1%
2026年 6月満期	3年	0円	0.1%

事業の状況

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率
総資産		349,672	100.0%	347,671	100.0%	350,918	100.0%
運用資産		282,336	80.7%	275,851	79.3%	276,214	78.7%
運用資産内訳	預貯金	39,567	11.3%	48,742	14.0%	54,801	15.6%
	買入金銭債権	—	—	6,038	1.7%	7,871	2.2%
	有価証券	218,460	62.5%	198,955	57.2%	182,994	52.2%
	(うち株式)(注)	(11,164)	(3.2%)	(10,133)	(2.9%)	(2,640)	(0.8%)
	貸付金	68	0.0%	39	0.0%	8,626	2.5%
	土地・建物	24,239	6.9%	22,075	6.3%	21,921	6.3%

(注) 国内株式

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			利回り		利回り		利回り
預貯金		0	0.00%	0	0.00%	—	0.00%
買入金銭債権		—	—	34	1.95%	301	2.73%
有価証券		6,597	3.45%	6,838	3.72%	6,698	3.86%
(公社債)		(1,551)	(1.38%)	(1,372)	(1.39%)	(1,285)	(1.46%)
(株式)		(371)	(5.42%)	(352)	(5.69%)	(431)	(9.03%)
(外国証券)		(4,674)	(6.52%)	(5,113)	(6.45%)	(4,981)	(6.20%)
貸付金		3	3.89%	1	3.70%	2	0.40%
土地・建物		157	0.63%	151	0.65%	146	0.66%
小計		6,757	2.58%	7,026	2.81%	7,149	2.84%
その他		0		0		1	
合計		6,757		7,026		7,150	

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)は、運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価による平均残高をベースとした利回りです。

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	0	45,983	0.00%	0	41,065	0.00%	—	44,013	0.00%
買入金銭債権	—	—	—	34	1,745	1.95	301	11,039	2.73
有価証券	7,647	191,268	4.00	7,791	183,984	4.23	13,704	173,472	7.90
(公社債)	(1,924)	(112,703)	(1.71)	(1,390)	(98,463)	(1.41)	(1,286)	(88,337)	(1.46)
(株式)	(838)	(6,851)	(12.23)	(1,366)	(6,192)	(22.06)	(7,413)	(4,774)	(155.27)
(外国証券)	(4,885)	(71,714)	(6.81)	(5,034)	(79,328)	(6.35)	(5,004)	(80,360)	(6.23)
貸付金	3	83	3.89	1	50	3.70	2	748	0.40
土地・建物	157	24,986	0.63	151	23,167	0.65	146	22,216	0.66
金融派生商品	△4,254	—	—	△4,472	—	—	△3,348	—	—
その他	△5	—	—	△5	—	—	△5	—	—
合計	3,548	262,321	1.35	3,501	250,014	1.40	10,801	251,490	4.30

(注)資産運用利回り(実現利回り)は、資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

・分子=実現ベースの資産運用損益(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)

・分母=取得原価ベースの平均運用額=取得原価または償却原価による平均残高(*)

(*)原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。ただし、買入金銭債権については日々の残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分	2023年度			2024年度			2025年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	0	45,983	0.00%	0	41,065	0.00%	—	44,013	0.00%
買入金銭債権	—	—	—	34	1,745	1.95	336	11,022	3.05
有価証券	7,870	195,723	4.02	3,917	188,662	2.08	5,701	174,276	3.27
(公社債)	(△1,119)	(120,533)	(△0.93)	(△3,100)	(103,250)	(△3.00)	(△2,364)	(88,633)	(△2.67)
(株式)	(2,230)	(10,001)	(22.30)	(1,121)	(10,734)	(10.44)	(3,116)	(9,071)	(34.35)
(外国証券)	(6,759)	(65,189)	(10.37)	(5,897)	(74,676)	(7.90)	(4,949)	(76,571)	(6.46)
貸付金	3	83	3.89	1	50	3.70	2	748	0.40
土地・建物	157	24,986	0.63	151	23,167	0.65	146	22,216	0.66
金融派生商品	△4,254	—	—	△4,472	—	—	△3,348	—	—
その他	△5	—	—	△5	—	—	△5	—	—
合計	3,770	266,776	1.41	△371	254,691	△0.15	2,833	252,278	1.12

(注)時価総合利回りは、時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

・分子=資産運用損益等=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額(*)-前期末評価差額(*)+繰延ヘッジ損益増減(*)

・分母=平均運用額=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額(*)+売買目的有価証券に係る前期末評価損益(*)税効果控除前の金額によっています。

事業の状況

海外投融資

(単位:百万円)

区分		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	外国公社債	1,621	1.7 %	—	— %	—	— %
	外国株式	—	—	2,561	2.5	3,649	3.3
	買入金銭債権	—	—	6,038	6.0	7,871	7.1
	その他	91,712	97.1	91,460	90.4	99,146	89.1
	計	93,333	98.8	100,060	98.9	110,666	99.5
円 貨 建	外国公社債	1,151	1.2	1,122	1.1	605	0.5
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	1,151	1.2	1,122	1.1	605	0.5
合計		94,485	100.0	101,183	100.0	111,272	100.0
インカム利回り		6.52%		6.35%		6.02%	
実現利回り		6.81%		6.25%		6.05%	
(参考)時価総合利回り		10.37%		7.76%		6.30%	

(注) 1. 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2. 「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3. 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.83「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4. 「(参考)時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.83「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国債	—	— %	—	— %	—	— %
	地方債	—	—	—	—	—	—
	公社・公団債	0	100.0	0	100.0	0	100.0
	計	0	100.0	0	100.0	0	100.0
貸 付	公共団体	—	—	—	—	—	—
	公社・公団	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計		0	100.0	0	100.0	0	100.0

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		48,742	54,801
預貯金		48,742	54,801
買入金銭債権		6,038	7,871
有価証券		198,955	182,994
国債		67,606	55,026
地方債		1,738	1,752
社債		24,332	20,173
株式		10,133	2,640
外国証券		95,144	103,401
貸付金		39	8,626
保険約款貸付		39	24
一般貸付		—	8,601
有形固定資産		24,015	23,742
土地		14,487	14,427
建物		7,588	7,493
その他の有形固定資産		1,939	1,821
無形固定資産		6,923	7,714
ソフトウェア		6,844	7,635
その他の無形固定資産		78	78
その他資産		35,707	34,740
未収保険料		139	192
代理店貸		17,889	18,130
共同保険貸		232	166
再保険貸		4,024	3,742
外国再保険貸		2	4
未収金		5,241	5,453
未収収益		225	222
預託金		1,057	1,077
地震保険預託金		237	219
仮払金		5,433	5,319
金融派生商品		1,223	211
前払年金費用		2,631	2,829
繰延税金資産		24,809	27,789
貸倒引当金		△191	△191
資産の部合計		347,671	350,918

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
		金 額	金 額
(負債の部)			
保険契約準備金		281,150	287,090
支払備金		56,418	60,640
責任準備金		224,731	226,449
その他負債		15,994	19,730
共同保険借		387	344
再保険借		3,206	2,923
外国再保険借		0	0
未払法人税等		479	2,563
預り金		221	220
前受収益		2	2
未払金		3,396	3,409
仮受金		7,757	7,827
金融派生商品		510	2,394
資産除去債務		30	42
その他の負債		2	2
退職給付引当金		4,466	4,283
賞与引当金		527	522
特別法上の準備金		5,839	5,561
価格変動準備金		5,839	5,561
負債の部合計		307,978	317,188
(純資産の部)			
資本金		10,194	10,194
資本剰余金		6,310	6,310
資本準備金		6,310	6,310
利益剰余金		22,549	22,372
利益準備金		3,884	3,884
その他利益剰余金		18,664	18,487
不動産圧縮積立金		1,567	1,544
繰越利益剰余金		17,097	16,943
株主資本合計		39,054	38,877
その他有価証券評価差額金		681	△4,835
繰延ヘッジ損益		△42	△312
評価・換算差額等合計		639	△5,147
純資産の部合計		39,693	33,730
負債及び純資産の部合計		347,671	350,918

東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

〈2025年度の注記事項〉

1. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりとしています。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっています。
 - (2) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものの評価は、時価法によっています。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (4) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
4. 固定資産の減価償却方法は次のとおりとしています。
 - (1) 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。
 - (2) 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。
 なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しています。
 また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
7. 退職給付引当金及び前払年金費用は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌期から費用処理しています。
8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
10. 外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引については、時価ヘッジ及び繰延ヘッジを適用しています。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
11. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
 なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
12. 当社の財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は、支払備金です。支払備金の当期の計算書類に計上した金額及び会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、次のとおりです。
 - (1) 当期の計算書類に計上した金額
 支払備金60,640百万円
 - (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 算出方法
 保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金、返戻金その他の給付金(以下「保険金等」という。)のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上しています。
 - ② 算出に用いた主要な仮定
 支払備金の計上にあたっては、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積った最終的に支払う保険金等の見込額を使用しています。
 - ③ 翌期の計算書類に与える影響
 法令等の改正や裁判等の結果などにより、最終的に支払う保険金等の額が当初の見積りから変動し、支払備金の計上額が増減する可能性があります。

13. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項については次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、安全性、収益性及び保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保及び効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性などを踏まえた、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

満期返戻金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。特に、取引関係の強化を図る目的で保有している政策株式については、保険取引面も含めた経済合理性及びグループ資本への影響などを踏まえ、引き続き削減に努めています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めていません((注2)参照)。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	7,871	—	7,871
有価証券				
その他有価証券	52,501	122,995	—	175,497
デリバティブ取引	—	211	—	211
資産計	52,501	131,078	—	183,579
デリバティブ取引	—	2,394	—	2,394
負債計	—	2,394	—	2,394

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。(単位:百万円)

区分	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	750	120	—	871	1,207	△336
貸付金	—	—	8,626	8,626	8,626	—
資産計	750	120	8,626	9,497	9,833	△336

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

買入金銭債権

割引現在価値法を用いて算定された価格を時価としています。この評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しています。また、この時価の算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類しています。

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を入手できたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しています。当該時価は、その算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しています。なお、市場における相場価額が入手できない投資信託のうち主なものは、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額等を時価とし、レベル2の時価に分類しています。

貸付金

割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しています。当該時価は、観察できないインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しています。なお、当社が保有する保険約款貸付は、上記のモデルで算出した額が帳簿価額と近似しているため、当該事業年度は帳簿価額を時価としています。

また、一般貸付は満期が1年以下であり、直近の市場金利の変動が将来キャッシュ・フローに反映されていることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価としています。

経理の状況

デリバティブ取引

当社が保有するデリバティブ取引はすべて為替予約であり、フォワードレートと予約レートの差分に外貨契約額を乗じて算定された価格を時価としています。当該時価は、その算定にあたり観察できないインプットを使用していないため、レベル2の時価に分類しています。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	当期
市場価格のない株式等(*1)	6,289
組合出資金等(*2)	0
合計	6,289

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項にしたがい、時価開示の対象としていません。

(*2) 組合出資金等は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項にしたがい、時価開示の対象としていません。

14. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
 - (3) 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 - (4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
15. 有形固定資産の減価償却累計額は18,566百万円、圧縮記帳額は2,000百万円です。
16. 関係会社に対する金銭債権総額は2百万円、金銭債務総額は430百万円です。
17. 繰延税金資産の総額は30,261百万円、繰延税金負債の総額は1,896百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は575百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金21,816百万円、退職給付引当金2,164百万円及び有価証券評価差額金1,965百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、完全支配関係がある法人間の株式譲渡損益の調整1,268百万円及び利益処分不動産圧縮損627百万円です。
なお、当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方税法の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しています。
18. 関係会社株式の額は38百万円です。
19. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	57,875百万円
同上に係る出再支払備金	385百万円
差 引 (イ)	57,490百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	3,150百万円
計 (イ+口)	60,640百万円
20. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	125,853百万円
同上に係る出再責任準備金	1,486百万円
差 引 (イ)	124,367百万円
その他の責任準備金(口)	102,081百万円
計 (イ+口)	226,449百万円
21. 1株当たりの純資産額は311円94銭です。
算定上の基礎である純資産額は33,730百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は108,129千株です。

22. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務及びその内訳

イ.積立型制度の退職給付債務	△11,433百万円
ロ.年金資産	10,838百万円
ハ.退職給付信託	4,249百万円
	3,653百万円
ニ.非積立型制度の退職給付債務	△2,514百万円
ホ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ)	1,138百万円
ヘ.未認識数理計算上の差異	△2,592百万円
ト.未認識過去勤務費用	—
チ.貸借対照表計上額の純額(ホ+ヘ+ト)	△1,454百万円
リ.前払年金費用	2,829百万円
ヌ.退職給付引当金(チーリ)	△4,283百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	2.3%
長期期待運用収益率	1.8%
過去勤務費用の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

23. 上記における子会社及び関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

24. 重要な後発事象は生じていません。

25. 当社は、2025年6月17日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の100%子会社である日新火災総合サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2025年9月1日付で合併を行いました。

(1) 合併の理由

現中期経営計画において、子会社を含めた間接部門についてはグループ一体経営を指向しリーン化を進める方針としています。この方針に基づき日新火災総合サービス株式会社を当社に吸収合併したものです。

(2) 合併の日程

合併決議承認取締役会2025年6月17日
 合併契約締結日2025年7月1日
 合併期日(効力発生日)2025年9月1日

(3) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式

(4) 合併後の状況

本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

(5) 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理し、抱き合せ株式消滅差益としてその他特別利益を21百万円計上しています。

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常収益		167,524	177,247
保険引受収益		160,937	164,303
正味収入保険料		158,266	161,943
収入積立保険料		967	906
積立保険料等運用益		1,698	1,446
為替差益		—	3
その他保険引受収益		5	4
資産運用収益		6,410	12,732
利息及び配当金収入		7,026	7,150
有価証券売却益		1,044	7,003
為替差益		36	22
その他運用収益		1	1
積立保険料等運用益振替		△1,698	△1,446
その他経常収益		176	211
経常費用		169,699	171,019
保険引受費用		138,543	139,001
正味支払保険金		85,625	88,139
損害調査費		10,692	10,870
諸手数料及び集金費		30,193	30,888
満期返戻金		3,200	3,057
契約者配当金		0	0
支払備金繰入額		2,516	4,221
責任準備金繰入額		6,189	1,717
為替差損		2	—
その他保険引受費用		121	106
資産運用費用		4,607	3,377
有価証券売却損		129	22
金融派生商品費用		4,472	3,348
その他運用費用		5	6
営業費及び一般管理費		26,363	28,453
その他経常費用		184	187
その他の経常費用		184	187
経常利益		△2,174	6,227
特別利益		2,758	1,118
固定資産処分益		2,758	818
特別法上の準備金戻入額		—	278
価格変動準備金		—	278
その他特別利益		—	21
特別損失		2,579	366
固定資産処分損		298	44
減損損失		2,090	322
特別法上の準備金繰入額		190	—
価格変動準備金		190	—
税引前当期純利益		△1,995	6,979
法人税及び住民税		740	2,549
法人税等調整額		△1,719	△792
法人税等合計		△978	1,756
当期純利益		△1,017	5,223

〈2025年度の注記事項〉

1. 関係会社との取引による収益総額は141百万円、費用総額は3,467百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	188,751百万円
支払再保険料	26,808百万円
差 引	161,943百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	100,233百万円
回収再保険金	12,094百万円
差 引	88,139百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	32,323百万円
出再保険手数料	1,434百万円
差 引	30,888百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く)	3,924百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△404百万円
差 引 (イ)	4,329百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(□)	△107百万円
計 (イ+□)	4,221百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	212百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△73百万円
差 引 (イ)	286百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	1,431百万円
計 (イ+□)	1,717百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

買入金銭債権利息	301百万円
有価証券利息・配当金	6,698百万円
貸付金利息	2百万円
不動産賃貸料	146百万円
その他利息・配当金	1百万円
計	7,150百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は6,132百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益金額は47円16銭です。算定上の基礎である当期純利益は5,223百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は110,755千株です。
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は393百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	627百万円
利息費用	235百万円
期待運用収益	△201百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△267百万円
過去勤務費用の費用処理額	—
計	393百万円

6. 当期における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は25.2%となりました。この差異の主要な内訳は、受取配当金等の益金不算入等△1.8%と評価性引当額△1.7%です。

7. 関連当事者との取引については次のとおりです。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	東京海上ホールディングス株式会社	被所有直接100%	資本取引	自己株式の取得 (注1)	5,400	自己株式	—
親会社の 子会社	東京海上日動火災保険株式会社	なし	金銭の 貸借取引	資金の貸付 (注2)	8,601	一般貸付	8,601

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記取引は、過去4回の取引価格水準を踏襲し妥当な水準であることを確認しています。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

経理の状況

8. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

(単位:百万円)

用途	種類	場所等	減損損失		
			土地	建物	合計
売却不動産	土地及び建物	三重県四日市市に保有するビル	1	25	27
売却不動産	土地及び建物	石川県金沢市に保有するビル	46	249	295
合計			47	274	322

保険事業等の用に供している不動産については、保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等及び売却予定不動産等については主たる用途に基づき個別の物件ごとにグルーピングしています。

売却不動産について、売却方針の決定に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額とし、売却価額から処分費用見込額を減じた額として算定しています。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は純損失)		△1,995	6,979
減価償却費		2,184	2,630
減損損失		2,090	322
支払備金の増減額(△は減少)		2,516	4,221
責任準備金の増減額(△は減少)		6,189	1,717
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△0	△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△108	△182
賞与引当金の増減額(△は減少)		32	△5
価格変動準備金の増減額(△は減少)		190	△278
利息及び配当金収入		△7,026	△7,150
有価証券関係損益(△は益)		△914	△6,969
為替差損益(△は益)		△36	△22
有形固定資産関係損益(△は益)		△2,460	△774
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△2,000	313
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		419	△6,151
その他		2	0
小計		△916	△5,349
利息及び配当金の受取額		8,209	7,368
法人税等の支払額		△1,807	△413
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,484	1,605
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		1,455	—
買入金銭債権の取得による支出		△5,255	△1,691
有価証券の取得による支出		△3,398	△1,497
有価証券の売却・償還による収入		18,583	24,390
貸付けによる支出		△59	△8,656
貸付金の回収による収入		88	72
資産運用活動計		11,413	12,617
営業活動及び資産運用活動計		16,898	14,223
有形固定資産の取得による支出		△1,243	△1,283
有形固定資産の売却による収入		3,485	1,116
その他		△2,509	△2,596
投資活動によるキャッシュ・フロー		11,145	9,853
財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の取得による支出		△6,000	△5,400
配当金の支払額		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△6,000	△5,400
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		10,629	6,059
現金及び現金同等物期首残高		38,112	48,742
現金及び現金同等物期末残高		48,742	54,801

〈2025年度の注記事項〉

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資から構成されています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2026年3月31日現在)

現金及び預貯金	54,801百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—百万円
現金及び現金同等物	54,801百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

経理の状況

株主資本等変動計算書

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,194	6,310	—	3,884	1,638	24,043	—	46,071
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩					△71	71		—
当期純損失						△1,017		△1,017
自己株式の取得							△6,000	△6,000
自己株式の消却						△6,000	6,000	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△71	△6,945	—	△7,017
当期末残高	10,194	6,310	—	3,884	1,567	17,097	—	39,054

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,490	—	3,490	49,562
当期変動額				
不動産圧縮積立金の取崩				—
当期純損失				△1,017
自己株式の取得				△6,000
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,809	△42	△2,851	△2,851
当期変動額合計	△2,809	△42	△2,851	△9,868
当期末残高	681	△42	639	39,693

2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,194	6,310	—	3,884	1,567	17,097	—	39,054
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩					△23	23		—
当期純利益						5,223		5,223
自己株式の取得							△5,400	△5,400
自己株式の消却						△5,400	5,400	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△23	△153	—	△176
当期末残高	10,194	6,310	—	3,884	1,544	16,943	—	38,877

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	681	△42	639	39,693
当期変動額				
不動産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				5,223
自己株式の取得				△5,400
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,516	△269	△5,786	△5,786
当期変動額合計	△5,516	△269	△5,786	△5,963
当期末残高	△4,835	△312	△5,147	33,730

経理の状況

〈2025年度の注記事項〉

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首 株式数(千株)	当期 増加株式数(千株)	当期 減少株式数(千株)	当期末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	119,275	—	11,146	108,129	注1
合計	119,275	—	11,146	108,129	
自己株式					
普通株式	—	11,146	11,146	—	注2
合計	—	11,146	11,146	—	

注1: 普通株式の発行済株式総数の減少11,146千株は、自己株式の消却による減少となります。

注2: 普通株式の自己株式の増加11,146千株は、取締役会決議に基づく取得による増加となります。

普通株式の自己株式の減少11,146千株は、消却による減少となります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2023年度	2024年度	2025年度
(資産の部)				
現金及び預貯金		39,567	48,742	54,801
買入金銭債権		—	6,038	7,871
有価証券		218,460	198,955	182,994
貸付金		68	39	8,626
有形固定資産		25,907	24,015	23,742
無形固定資産		6,638	6,923	7,714
その他資産		34,875	35,707	34,740
前払年金費用		2,349	2,631	2,829
繰延税金資産		21,997	24,809	27,789
貸倒引当金		△192	△191	△191
資産の部合計		349,672	347,671	350,918
(負債の部)				
保険契約準備金		272,444	281,150	287,090
その他負債		16,947	15,994	19,730
退職給付引当金		4,575	4,466	4,283
賞与引当金		494	527	522
特別法上の準備金		5,648	5,839	5,561
価格変動準備金		(5,648)	(5,839)	(5,561)
負債の部合計		300,110	307,978	317,188
(純資産の部)				
資本金		10,194	10,194	10,194
資本剰余金		6,310	6,310	6,310
利益剰余金		29,566	22,549	22,372
株主資本合計		46,071	39,054	38,877
その他有価証券評価差額金		3,490	681	△4,835
繰延ヘッジ損益		—	△42	△312
評価・換算差額等合計		3,490	639	△5,147
純資産の部合計		49,562	39,693	33,730
負債及び純資産の部合計		349,672	347,671	350,918

経理の状況

損益計算書(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目 \ 年度	2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
経常収益	163,064	167,524	177,247
保険引受収益	156,683	160,937	164,303
正味収入保険料	147,897	158,266	161,943
収入積立保険料	1,074	967	906
積立保険料等運用益	1,647	1,698	1,446
責任準備金戻入額	6,052	—	—
その他の保険引受収益	10	5	7
資産運用収益	6,173	6,410	12,732
利息及び配当金収入	6,757	7,026	7,150
有価証券売却益等	1,043	1,044	7,003
その他の運用収益	19	38	24
積立保険料等運用益振替	△1,647	△1,698	△1,446
その他経常収益	207	176	211
経常費用	154,792	169,699	171,019
保険引受費用	126,174	138,543	139,001
正味支払保険金	83,297	85,625	88,139
損害調査費	10,606	10,692	10,870
諸手数料及び集金費	27,960	30,193	30,888
満期返戻金	3,119	3,200	3,057
契約者配当金	0	0	0
支払備金繰入額	1,054	2,516	4,221
責任準備金繰入額	—	6,189	1,717
その他の保険引受費用	136	124	106
資産運用費用	4,275	4,607	3,377
有価証券売却損等	4,269	4,602	3,370
有価証券評価損	1	—	—
その他の運用費用	5	5	6
営業費及び一般管理費	24,180	26,363	28,453
その他経常費用	161	184	187
経常利益	8,271	△2,174	6,227
特別利益	1,125	2,758	1,118
固定資産処分益	1,125	2,758	818
特別法上の準備金戻入額	—	—	278
価格変動準備金	—	—	(278)
その他特別利益	—	—	21
特別損失	1,712	2,579	366
固定資産処分損	242	298	44
減損損失	870	2,090	322
特別法上の準備金繰入額	600	190	0
価格変動準備金	(600)	(190)	(0)
税引前当期純利益	7,684	△1,995	6,979
法人税及び住民税	1,286	740	2,549
法人税等調整額	890	△1,719	△792
法人税等合計	2,177	△978	1,756
当期純利益	5,507	△1,017	5,223

1株当たり配当等の推移

項目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	39円14銭	△8円31銭	47円16銭
配当性向	—	—	—
1株当たり純資産額	376円44銭	332円78銭	311円94銭
従業員1人当たり総資産	171百万円	168百万円	170百万円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
当期純利益(百万円) (△は当期純損失)	5,507	△1,017	5,223
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円) (△は普通株式に係る当期純損失)	5,507	△1,017	5,223
普通株式の期中平均株式(千株)	140,687	122,261	110,755

経理の状況

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
現金	—	—	—
預貯金	39,567	48,742	54,801
（郵便振替・郵便貯金）	(944)	(1,094)	(1,053)
（当座預金）	(6)	(7)	(3)
（普通預金）	(37,160)	(47,640)	(53,744)
（定期預金）	(1,455)	(—)	(—)
合計	39,567	48,742	54,801

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
国債	77,997	35.7	67,606	34.0	55,026	30.1
地方債	1,842	0.8	1,738	0.9	1,752	1.0
社債	32,971	15.1	24,332	12.2	20,173	11.0
株式	11,164	5.1	10,133	5.1	2,640	1.4
外国証券	94,485	43.3	95,144	47.8	103,401	56.5
合計	218,460	100.0	198,955	100.0	182,994	100.0

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分 \ 残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2024年度末	国債	9,400	10,900	14,500	5,600	10,100	15,900	66,400
	地方債	—	200	1,000	—	—	500	1,700
	社債	3,700	7,000	3,400	5,400	500	4,500	24,500
	株式	—	—	—	—	—	10,133	10,133
	外国証券	516	600	—	—	—	94,005	95,121
	合計	13,616	18,700	18,900	11,000	10,600	125,038	197,854
2025年度末	国債	3,900	20,300	1,500	9,000	9,300	12,800	56,800
	地方債	200	1,000	100	—	—	500	1,800
	社債	5,200	3,100	7,100	900	300	4,500	21,100
	株式	—	—	—	—	—	2,640	2,640
	外国証券	600	—	—	—	—	102,795	103,395
	合計	9,900	24,400	8,700	9,900	9,600	123,235	185,735

(注)「元本額(額面金額)」を表示しています。

経理の状況

業種別保有株式

(単位:千株、百万円)

区分	2023年度末			2024年度末			2025年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金融保険業	7,981	6,379	57.1%	7,950	7,120	70.3%	4,357	1,646	62.3%
電気ガス業	61	217	2.0	61	217	2.2	21	215	8.2
不動産業	443	275	2.5	343	187	1.9	275	144	5.5
商業	713	623	5.6	700	331	3.3	673	141	5.4
サービス業	136	376	3.4	116	338	3.3	68	138	5.2
繊維製品	226	137	1.2	226	137	1.4	186	97	3.7
ガラス土石	162	113	1.0	97	73	0.7	74	59	2.3
陸運	397	51	0.5	397	51	0.5	397	51	1.9
通信	63	50	0.5	48	50	0.5	48	50	1.9
輸送用機器	350	270	2.4	350	294	2.9	50	23	0.9
その他	1,778	2,668	23.9	930	1,329	13.1	333	71	2.7
合計	12,316	11,164	100.0	11,224	10,133	100.0	6,489	2,640	100.0

(注) 1. 業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として、卸売業および小売業は商業として記載しています。

貸付金の残存期間別残高

2024年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 約款貸付は、含みません。

2025年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	8,601	—	—	—	—	—	8,601
	計	8,601	—	—	—	—	—	8,601
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	8,601	—	—	—	—	—	8,601
	計	8,601	—	—	—	—	—	8,601

(注) 約款貸付は、含みません。

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比		構成比		構成比
担保貸付		—	— %	—	— %	—	— %
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	8,601	99.7
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	8,601	99.7
約款貸付		68	100.0	39	100.0	24	0.3
合計		68	100.0	39	100.0	8,626	100.0
(うち劣後特約貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比		構成比		構成比
農林・水産業		—	— %	—	— %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		—	—	—	—	—	—
金融業・保険業		—	—	—	—	8,601	99.7
不動産業・物品賃貸業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サービス業等		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
計		—	—	—	—	8,601	99.7
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		68	100.0	39	100.0	24	0.3
合計		68	100.0	39	100.0	8,626	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

経理の状況

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		—	— %	—	— %	8,601	100.0 %
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	8,601	100.0

(注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは、(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは、個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比		構成比		構成比
国内	首都圏	—	— %	—	— %	8,601	100.0 %
	その他の地域	—	—	—	—	—	—
	国内計	—	—	—	—	8,601	100.0
海外計		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	8,601	100.0

(注) 1. 個人ローン・約款貸付等は含みません。

2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
土地		15,914	14,487	14,427
営業用		15,449	14,018	13,996
賃貸用		465	468	430
建物		8,324	7,588	7,493
営業用		7,681	6,976	6,960
賃貸用		643	612	532
土地・建物合計		24,239	22,075	21,921
営業用		23,130	20,995	20,957
賃貸用		1,109	1,080	963
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		24,239	22,075	21,921
営業用		23,130	20,995	20,957
賃貸用		1,109	1,080	963
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		1,667	1,939	1,821
有形固定資産合計		25,907	24,015	23,742

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
長期性資産	13,952	12,067	10,201

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		構成比		構成比		構成比
個人向けローン	—	— %	—	— %	—	— %
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合計	(—)	—	(—)	—	(—)	—
総貸付残高	68		39		8,626	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

経理の状況

保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	年度	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	(A)	—	—
危険債権額	(B)	—	—
三月以上延滞債権額	(C)	—	—
貸付条件緩和債権額	(D)	—	—
小計	(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	—	—
正常債権額	(F)	40	8,626
保険業法に基づく債権合計	(G) = (E) + (F)	40	8,626

(注) 各債権の意義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

(3) 三月以上延滞債権

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

(5) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権以外に区分される債権です。

元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

自己査定結果

2024年度

(単位：百万円)

区 分	I分類資産	II分類資産	III分類資産	IV分類資産	合 計
貸付金	39	—	—	—	39
有価証券	198,951	3	—	—	198,955
有形固定資産	24,015	—	—	—	24,015
その他	124,637	36	179	0	124,853
合計	347,643	40	179	0	347,862

2025年度

(単位：百万円)

区 分	I分類資産	II分類資産	III分類資産	IV分類資産	合 計
貸付金	8,626	—	—	—	8,626
有価証券	182,991	2	—	—	182,994
有形固定資産	23,464	277	—	—	23,742
その他	135,404	153	188	0	135,746
合計	350,486	433	188	0	351,109

(注) その他とは、預貯金、保険料債権等です。

資産査定における分類区分

IV分類…査定基準日において、「回収不可能または無価値と判定される資産」を指します。

III分類…査定基準日において、「最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」を指します。

II分類…査定基準日において、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産」を指します。

I分類…査定基準日において、「II分類、III分類及びIV分類としない資産」で、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産」を指します。

なお、上記の金額は自己査定による評価損計上前のものであり、合計は貸借対照表計上額よりも大きくなっています。

経理の状況

支払備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
火災	9,851	9,158	9,684
海上	0	0	—
傷害	2,290	2,318	2,336
自動車	29,052	31,513	33,701
自動車損害賠償責任	3,408	3,257	3,150
その他	9,298	10,170	11,767
(うち賠償責任)	(3,738)	(4,731)	(5,271)
合計	53,902	56,418	60,640

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会 計 年 度	期 首 支 払 備 金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2021年度	46,688	27,165	19,090	433
2022年度	46,132	27,451	20,776	△ 2,095
2023年度	51,484	27,372	24,550	△ 438
2024年度	52,608	31,027	21,875	△ 294
2025年度	53,762	31,359	24,038	△1,635

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	38,965			43,895			45,408			48,408			51,970		
	1年後	39,245	1.007	280	44,256	1.008	361	46,116	1.016	708	48,041	0.992	△367			
	2年後	38,803	0.989	△442	44,554	1.007	298	46,173	1.001	57						
	3年後	38,857	1.001	54	44,301	0.994	△253									
	4年後	38,903	1.001	46												
最終損害見積り額		38,903			44,301			46,173			48,041			51,970		
累計保険金		37,878			42,107			43,020			42,123			33,257		
支払備金		1,025			2,194			3,153			5,918			18,713		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	2,239			2,797			2,693			2,813			2,442		
	1年後	2,289	1.022	50	2,814	1.006	17	2,689	0.999	△4	2,873	1.021	60			
	2年後	2,332	1.019	43	2,765	0.983	△49	2,702	1.005	13						
	3年後	2,338	1.003	6	2,794	1.010	29									
	4年後	2,345	1.003	7												
最終損害見積り額		2,345			2,794			2,702			2,873			2,442		
累計保険金		2,295			2,668			2,520			2,465			1,019		
支払備金		50			126			182			408			1,423		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	4,563			4,675			4,662			5,530			5,553		
	1年後	4,370	0.958	△193	4,940	1.057	265	4,874	1.045	212	5,534	1.001	4			
	2年後	4,618	1.057	248	4,950	1.002	10	5,383	1.104	509						
	3年後	4,590	0.994	△28	4,997	1.009	47									
	4年後	4,633	1.009	43												
最終損害見積り額		4,633			4,997			5,383			5,534			5,553		
累計保険金		4,378			4,564			4,541			4,633			2,903		
支払備金		255			433			842			901			2,650		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

経理の状況

責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
火災		93,509	101,737	103,381
海上		0	—	—
傷害		22,428	20,834	19,135
自動車		38,379	39,033	40,175
自動車損害賠償責任		34,385	33,147	31,774
その他		29,839	29,978	31,982
(うち賠償責任)		(9,310)	(9,619)	(10,772)
合計		218,542	224,731	226,449

責任準備金積立水準

区分	年度	2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る、平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
2024年度末	火災	82,542	19,144	51	—	101,737
	海上	—	—	—	—	—
	傷害	2,264	6,659	14	11,778	20,834
	自動車	24,262	14,771	0	—	39,033
	自動車損害賠償責任	33,147	—	—	—	33,147
	その他	15,285	14,463	10	216	29,978
	(うち賠償責任)	(3,199)	(6,419)	(—)	(—)	(9,619)
	合計	157,502	55,038	75	11,995	224,731
2025年度末	火災	80,638	22,421	321	—	103,381
	海上	—	—	—	—	—
	傷害	2,152	6,811	83	9,988	19,135
	自動車	25,303	14,869	1	—	40,175
	自動車損害賠償責任	31,774	—	—	—	31,774
	その他	16,520	15,228	72	159	31,982
	(うち賠償責任)	(4,101)	(6,670)	(—)	(—)	(10,772)
	合計	156,389	59,330	479	10,148	226,449

(注) 地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

引当金明細表

2024年度

(単位：百万円)

区 分		2023年度末 残高	2024年度 増加額	2024年度減少額		2024年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	12	11	—	12※	11	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	180	—	—	0※	179	※回収等による取崩額
	計	192	11	—	12	191	
賞与引当金		494	527	494	—	527	
価格変動準備金		5,648	190	—	—	5,839	

2025年度

(単位：百万円)

区 分		2024年度末 残高	2025年度 増加額	2025年度減少額		2025年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	11	1	—	11※	1	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	179	11	—	1※	189	※回収等による取崩額
	計	191	12	—	13	191	
賞与引当金		527	522	527	—	522	
価格変動準備金		5,839	—	278	—	5,561	

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、P.96、97「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

経理の状況

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等		374	2	—	20	2	—	2	1	—
株式		476	12	1	1,024	11	—	7,001	20	—
外国証券		192	—	—	—	115	—	—	—	—
合計		1,043	14	1	1,044	129	—	7,003	22	—

(注)国債等には、国内公社債を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物		1,109	219	2,667	231	802	3
その他の有形固定資産		15	22	30	64	16	40
小計		1,125	242	2,697	296	818	44
無形固定資産		—	—	61	2	—	—
合計		1,125	242	2,758	298	818	44

事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
人件費		17,577	18,014	18,444
物件費		15,698	17,468	19,286
税金		1,509	1,555	1,573
拠出金		0	1	1
負担金		—	16	17
諸手数料及び集金費		27,960	30,193	30,888
合計		62,747	67,249	70,212

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2024年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2024年度償却額	償却累計額	2024年度末残高	償却累計率
建物	23,307	440	15,718	7,588	67.44%
営業用	21,205	402	14,228	6,976	67.10%
賃貸用	2,102	37	1,490	612	70.89%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,433	385	3,493	1,939	64.30%
無形固定資産	7,957	1,359	3,247	6,844	40.81%
合計	36,698	2,184	22,460	16,372	

2025年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2025年度償却額	償却累計額	2025年度末残高	償却累計率
建物	22,565	447	15,072	7,493	66.79%
営業用	20,661	413	13,700	6,960	66.31%
賃貸用	1,904	33	1,371	532	72.03%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,315	457	3,494	1,821	65.74%
無形固定資産	9,550	1,726	4,974	7,635	52.09%
合計	37,431	2,630	23,540	16,950	

(注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。

2.厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。

3.賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

4.無形固定資産は、ソフトウェアです。償却累計率は、ソフトウェアに含まれるソフトウェア仮勘定を除いて算出しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
(借手側)			
1年内	32	25	31
1年超	63	24	75
合計	95	50	107
(貸手側)			
1年内	—	—	—
1年超	—	—	—
合計	—	—	—

経理の状況

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	● 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ● 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額－増加する初年度収支残負担取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	2025年度： 752百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 688百万円 2024年度： 687百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 712百万円

経理の状況

有価証券関係

2024年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2024年度末		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	1,208	1,037	△171
合 計		1,208	1,037	△171

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式41百万円)は、市場価格がないことから、時価及び時価と貸借対照表計上額との差額を記載しておりません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2024年度末		
		取得原価	貸借対照表 計 上 額	差 額
貸借対照表 計 上 額 が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	61,211	62,854	1,642
	株 式	3,064	7,376	4,312
	外国証券	77,498	92,566	15,068
	その他(注1)	1,566	1,593	26
	小 計	143,341	164,391	21,049
貸借対照表 計 上 額 が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	30,961	29,614	△1,346
	株 式	56	41	△15
	外国証券	—	—	—
	その他(注1)	4,488	4,444	△43
	小 計	35,506	34,101	△1,405
合 計		178,848	198,493	19,644

(注1) 買入金銭債権として処理されている海外抵当証券(貸借対照表計上額6,038百万円、取得原価6,055百万円)を含めています。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金等は、上表に含めておりません。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2024年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債		4,779	20	2
株 式		1,798	1,024	11
外 国 証 券		1,669	—	115
合 計		8,247	1,044	129

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

該当ありません。

2025年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2025年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	1,207	871	△336
合 計		1,207	871	△336

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式38百万円)は、市場価格がないことから、時価及び時価と貸借対照表計上額との差額を記載しておりません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2025年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	19,690	19,837	146
	株 式	—	—	—
	外国証券	76,994	99,752	22,757
	その他(注1)	6,947	7,871	924
	小 計	103,632	127,460	23,827
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	59,409	55,908	△3,501
	株 式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他(注1)	—	—	—
	小 計	59,409	55,908	△3,501
合 計		163,042	183,368	20,325

(注1) 買入金銭債権として処理されている海外抵当証券(貸借対照表計上額7,871百万円、取得原価6,947百万円)を含めています。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金等は、上表に含めておりません。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2025年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債		1,004	2	1
株 式		10,173	7,001	20
外 国 証 券		—	—	—
合 計		11,178	7,003	22

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

該当ありません。

経理の状況

金銭の信託関係

該当ありません。

デリバティブ取引関係

2024年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2024年度末		
		契 約 額 等		時 価
			うち1年超	
以市 外場 の取 引引	為替予約取引 売 建	942	—	17
	米ドル 買 建	793	—	16
	ユーロ			
合 計		1,736	—	34

(注) 為替予約取引の時価は、先物相場を用いて算定した価格や情報ベンダー等から入手した価格によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2024年度末		
			契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引 売 建 米 ド ル ユ ー ロ	その他有価証券			
			69,852	—	970
			28,558	—	△287
繰延ヘッジ	為替予約取引 売 建 ユ ー ロ	その他有価証券			
			2,544	—	△4
合 計			100,956	—	678

(注) 為替予約取引の時価は、先物相場を用いて算定した価格や情報ベンダー等から入手した価格によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

2025年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2025年度末		
		契 約 額 等		時 価
			うち1年超	
以外場の取引	為替予約取引 売 建	768	—	△13
	米ドル 買 建	781	—	△3
	ユーロ			
合 計		1,550	—	△17

(注) 為替予約取引の時価は、先物相場を用いて算定した価格や情報ベンダー等から入手した価格によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2025年度末		
			契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引 売 建 米 ド ル ユ ー ロ	その他有価証券	72,080	—	△2,298
			33,640	—	116
繰延ヘッジ	為替予約取引 売 建 ユ ー ロ	その他有価証券	4,428	—	16
合 計			110,150	—	△2,165

(注) 為替予約取引の時価は、先物相場を用いて算定した価格や情報ベンダー等から入手した価格によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

経理の状況

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと2026年5月15日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等にしがたい、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認していること。

コーポレート データ

沿革	124
株式の状況	125
会社の組織	127
役員の状況	128
従業員の状況	131
健康経営の取り組み	133
企業集団の状況	134
設備の状況	135

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
1908年(明治41年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
1910年(明治43年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
1925年(大正14年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
1942年(昭和17年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
1943年(昭和18年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併し、現在の日新火災海上保険株式会社と改称
1949年(昭和24年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
1957年(昭和32年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
1970年(昭和45年) 4月	株式会社日新査定センター(後の日新火災損害調査株式会社)を設立
1978年(昭和53年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
1983年(昭和58年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1988年(昭和63年) 11月	日新情報システム開発株式会社(現 日新火災情報システム株式会社)を設立
1991年(平成 3年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1992年(平成 4年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
1999年(平成11年) 12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
2000年(平成12年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
2003年(平成15年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・資本提携
2006年(平成18年) 9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
2007年(平成19年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
2011年(平成23年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併
2025年(令和 7年) 9月	日新火災総合サービス株式会社を吸収合併

株式の状況

株主及び株式の状況

2026年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は108,129千株です。
なお、当社は、株式交換により2006年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。また、2026年6月25日に自己株式の消却を実施し、発行済株式総数は99,460千株となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ https://www.nisshinfire.co.jp/
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

臨時株主総会

2026年4月1日付の臨時株主総会の決議事項は以下の通りです。

決議事項	取締役8名選任の件 上記議案は原案どおり承認可決されました。
------	-----------------------------------

第119期定時株主総会

第119期定時株主総会の報告事項および決議事項は以下のとおりです。(決議日：2026年6月22日)

報告事項	2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の計算書類監査結果報告の件 上記について報告しました。
決議事項	取締役1名選任の件 上記議案は原案どおり承認可決されました。

株式の状況

大株主

(2026年3月31日現在)

氏名または名称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	108,129 ^{千株}	100.0 [%]
合 計		108,129	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

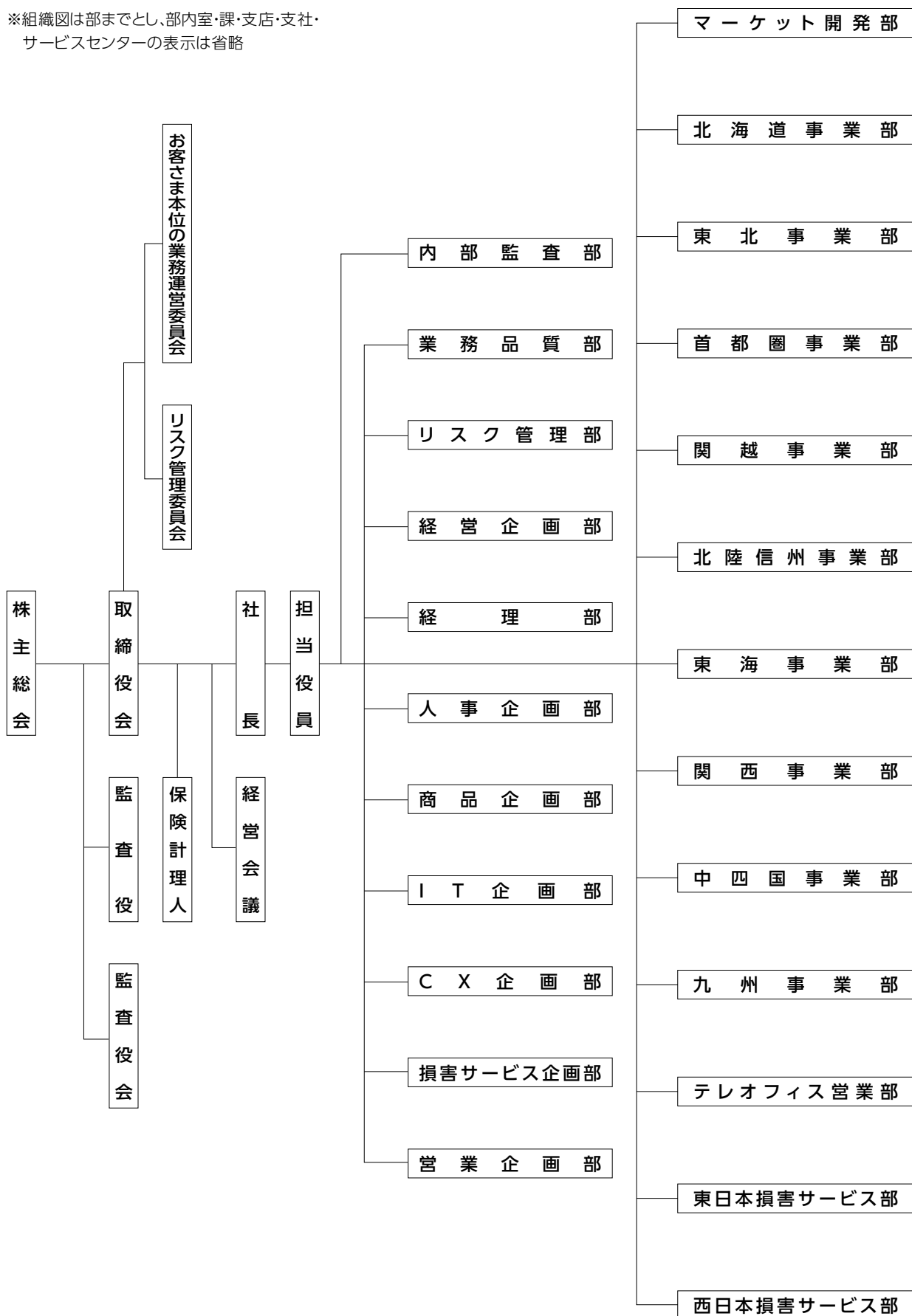
発行済株式総数及び資本金の推移

年 月 日	発行済株式総数		資本金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 数	残 高	
2001年3月31日	△1,942 ^{千株}	194,805 ^{千株}	— ^{千円}	15,634,652 ^{千円}	利益による株式の消却 (2000年4月1日～2001年3月31日)
2002年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (2001年4月1日～2002年3月31日)
2005年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (2004年4月1日～2005年3月31日)
2006年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (2005年4月1日～2006年3月31日)
2007年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (2006年4月1日～2007年3月31日)
2022年3月31日	△22,910	187,410	—	20,389,640	自己株式の消却 (2021年4月1日～2022年3月31日)
2023年3月31日	△14,450	172,960	—	20,389,640	自己株式の消却 (2022年4月1日～2023年3月31日)
2024年3月31日	△41,300	131,660	△10,194,820	10,194,820	自己株式の消却および減資 (2023年4月1日～2024年3月31日)
2025年3月31日	△12,385	119,275	—	10,194,820	自己株式の消却 (2024年4月1日～2025年3月31日)
2026年3月31日	△11,146	108,129	—	10,194,820	自己株式の消却 (2025年4月1日～2026年3月31日)
2026年6月25日	△8,669	99,460	—	10,194,820	自己株式の消却

会社の組織

組織図(2026年7月1日現在)

※組織図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

役員の状況

取締役

(2026年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
取締役社長 (代表取締役)	織 山 晋 (1966年1月29日生)	1990年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2017年 4月 執行役員経営企画部長 2018年 4月 取締役執行役員 2019年 4月 取締役常務執行役員 2020年 4月 取締役社長(代表取締役)(現職)
取締役 (代表取締役)	岡本 憲太郎 (1972年5月16日生)	1995年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2024年 4月 取締役執行役員 2025年 4月 取締役常務執行役員 2026年 4月 代表取締役常務執行役員(現職)
取締役	横内 輝一郎 (1970年2月23日生)	1992年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2022年 4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社執行役員営業企画部長 2023年 4月 同社執行役員企画部長 2024年 4月 同社常務取締役(代表取締役) 2026年 6月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役	原 口 美 保 (1969年1月1日生)	1999年 5月 当社入社 以後 九州第2事業部長を経て、 2022年 4月 執行役員九州第2事業部長 2023年 4月 執行役員九州第1事業部長 2024年 4月 執行役員テレオフィスの営業部長 2025年 4月 取締役執行役員テレオフィスの営業部長 2026年 4月 取締役常務執行役員(現職)
取締役	土 方 達 也 (1972年12月18日生)	1995年 4月 当社入社 以後 理事経営企画部長を経て、 2025年 4月 執行役員 2026年 4月 取締役執行役員(現職)
取締役 (非常勤)	柿 木 一 宏 (1968年3月16日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2020年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員東京中央支店長 2021年 4月 同社常務執行役員 2023年 4月 同社常務取締役 2024年 4月 同社専務取締役(現職) 2026年 4月 当社取締役(非常勤)(現職)
取締役 (社外取締役)	芦 原 一 郎 (1967年5月25日生)	1995年 4月 森総合法律事務所(現:森・濱田松本法律事務所)入所 1999年10月 アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)入社 2009年 6月 日本GE株式会社入社 2009年12月 みずほ証券株式会社入社 2013年 8月 チューリッヒ保険 / チューリッヒ生命入社 2018年 7月 SevenRich法律事務所入所 2020年 3月 弁護士法人キャスト(現:弁護士法人キャストグローバル)パートナー(現職) 2021年 6月 当社取締役(現職) 2025年 6月 株式会社セブン銀行監査役(現職)
取締役 (社外取締役)	菊 入 み ゆ き (1960年6月19日生)	1993年 6月 JTBコミュニケーションデザイン内ワーク・モチベーション研究所所長(現職) 2015年 4月 明星大学経済学部経済学科特任教授 2017年 3月 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程修了 博士号(生涯発達科学)取得 2017年 4月 文京学院大学外国語学部国際ビジネスコース非常勤講師 2019年 4月 中央大学理工学部経営システム工学科兼任講師 2020年 4月 東京未来大学モチベーション行動科学部非常勤講師 2021年 6月 当社取締役(現職) 2024年 4月 白百合女子大学人間総合学部発達心理学科非常勤講師(現職) 2025年 9月 白百合女子大学大学院文化研究科発達心理学専攻非常勤講師(現職) 2026年 4月 明星大学経済学部経済学科非常勤講師(現職)

監査役

(2026年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
監査役 (常勤)	しの ざき かつ ひろ 篠崎 勝浩 (1964年8月16日生)	1987年 4月 当社入社 以後 内部監査部長を経て、 2025年 4月 顧問 同年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (社外監査役)	なか ざと かつ み 中里 克己 (1963年2月7日生)	1985年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社執行役員営業企画部長 2016年 4月 同社常務取締役 2017年 4月 同社取締役社長 2017年 6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役 2022年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務執行役員 2024年 6月 同社監査役(常勤)(現職) 当社監査役(現職)
監査役 (社外監査役)	たき かず ひこ 瀧 和彦 (1964年4月22日生)	1987年 4月 株式会社静岡銀行入行 2014年 6月 同社コンプライアンス部長 2017年 6月 同社リスク統括部理事部長 2019年 6月 同社コンプライアンス・リスク統括部理事部長 2020年 6月 同社コンプライアンス・リスク統括部執行役員部長 2022年 6月 同社東京営業部常務執行役員部長 2024年 6月 同社監査役(常勤)(現職) 2025年 6月 当社監査役(現職)

東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

役員の状況

執行役員

(2026年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
社長	おり やま 織 山 晋	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	おか もと けん た ろう 岡 本 憲 太 郎	「取締役」の欄をご参照ください。	経営企画部、IT企画部、東日本損害サービス部、西日本損害サービス部
常務執行役員	よこ うち き いち ろう 横 内 輝 一 郎	「取締役」の欄をご参照ください。	内部監査部、人事企画部
常務執行役員	はら ぐち み ほ 原 口 美 保	「取締役」の欄をご参照ください。	CX企画部、東北事業部、テレオフィス営業部、(内部監査部)
常務執行役員	たか はし さとる 高 橋 悟 (1967年4月2日生)	1990年4月 当社入社 以後 理事東海事業部長を経て、 2025年4月 執行役員東海事業部長 2026年4月 常務執行役員(現職)	東海事業部、北陸信州事業部、中四国事業部、九州事業部
常務執行役員	うえ き ひろ ふみ 植 木 宏 文 (1972年8月1日生)	1996年4月 当社入社 以後 マーケット開発部長を経て、 2025年4月 執行役員マーケット開発部長 2026年4月 常務執行役員(現職)	営業企画部、北海道事業部、マーケット開発部
執行役員	たか はし いづみ 高 橋 泉 (1969年8月31日生)	1992年4月 当社入社 以後 IT企画部長を経て、 2022年4月 執行役員(現職)	(営業企画部)
執行役員	かわ かみ しゅう じ 川 上 修 司 (1969年9月19日生)	1992年4月 当社入社 以後 理事東関東事業部長を経て、 2025年4月 執行役員首都圏事業部長(現職)	首都圏事業部
執行役員	たき ぐち ひろ し 瀧 口 博 史 (1969年8月7日生)	1993年4月 当社入社 以後 理事マーケット開発部長を経て、 2025年4月 執行役員東北事業部長 2026年4月 執行役員関西事業部長(現職)	関西事業部
執行役員	ひじ かた たつ や 土 方 達 也	「取締役」の欄をご参照ください。	業務品質部、リスク管理部、損害サービス企画部
執行役員	まつ お しげる 松 尾 繁 (1970年8月2日生)	1994年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2023年4月 同社公務開発部長 2025年4月 当社執行役員(現職)	商品企画部、経理部、関越事業部
執行役員	かみ じょう たか ゆき 上 條 隆 行 (1973年4月14日生)	1997年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2026年4月 執行役員経営企画部長(現職)	

(注)担当欄の()は副担当です。

従業員の状況

従業員数等

(2026年3月31日現在)

従業員数	2,060名
平均年齢	45.5歳
平均勤務年数	16.5年
平均年間給与	6,382,293円

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

(2026年4月1日現在)

割合	24.1%
女性	49名
男女計	203名

※管理的地位にある労働者とは、担当課長より上位の役職(役員を除く)にある労働者の合計をいいます。

男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

(2026年3月31日現在)

割合	103.6%
育児休業等もしくは育児目的休暇を利用した男性労働者	29名
配偶者が出産した男性労働者	28名

男性の賃金の額に対する女性の賃金の額の割合

(2026年3月31日現在)

全労働者	66.0%
うち正規雇用労働者	67.0%
うち非正規雇用労働者	62.0%

新卒採用者数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合計
2022年度	34名	7名	41名
2023年度	47名	12名	59名
2024年度	56名	15名	71名
2025年度	45名	16名	61名
2026年度	54名	17名	71名

従業員の状況

社員の採用と教育

採用方針

当社は、リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い、あんしんをお届けすることをパーパスとし、お客さまにとって最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指しています。その実現に向けて、コミュニケーションを大切にし、挑戦意欲と向上心を持ちながら、人に優しく、成長し続けられる人財を求め、積極的な採用活動を行っています。

採用にあたっては、基本的人権の尊重および就職の機会均等をすべての応募者に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。また、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力・意欲を見極めた採用を行っています。

社員育成体制

当社では、人財育成体系に基づき、各階層において求められる役割および習得すべき知識・スキルを明確にし、職務内容やキャリア段階に応じた体系的な教育・研修プログラムを通じて、計画的な人財育成に取り組んでいます。

OJT、Off-JT、自己開発の三つを育成の柱とし、入社後2年間で育成期間と位置付けています。こうした枠組みのもと、損害保険会社の社員として必要な知識・技能を備えたプロフェッショナル人財の育成を目指し、実務経験と専門知識の両面から育成を行っています。

自己開発においては、全社員が共通して学習できる環境を整備し、個々の課題やキャリア志向に応じた主体的な能力開発を支援しています。

また、適所適材の配置(人事異動)や評価(昇格)などの人事施策を通じて、人財育成の機会創出に取り組んでいます。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 ほか

人権啓発への取り組み

当社では「人権啓発基本方針」を定め「人権啓発推進委員会」を設置し、全社員を対象とした人権啓発研修を実施することによって、人権を尊重する企業風土の醸成に取り組んでいます。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメントを防止するため「ハラスメント防止規程」を定めています。社員からの相談に対応するためにハラスメント等相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応することによって、働きやすい職場環境の確立に取り組んでいます。

健康経営の取り組み

当社は、経営理念である「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を実現するためには、社員とその家族の健康の充実が重要であるとの考えに基づき「日新火災健康宣言」を掲げ、健康経営に取り組んでいます。当社の健康経営の取り組みは「東京海上グループ健康憲章」に則っています。

日新火災健康宣言

当社は、経営理念である「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を実現するためには、「社員が心身ともに健康であり、個々の持てる能力を存分に発揮すること」が不可欠と考えます。

社員とその家族の健康が、社員自身の幸せと同時にお客さまの幸せおよび社会への貢献にも繋がる大事な礎と考え、社員がやりがいを感じいきいきと働き続けることのできる環境づくりを推進します。

健康経営推進体制

当社の健康経営は、会社と健康保険組合が一体となって取り組む「コラボヘルス」によって推進しています。社員の健康課題の把握や対策の立案、実施、評価および改善は健康管理推進委員会が中心となってPDCAを実践しています。健康管理推進委員会では主任健康管理者である人事担当役員が委員長となって、人事企画部、労働組合、産業医・保健師、健康保険組合が参加して議案を審議し、各地区の健康経営推進担当者を通じて健康増進に向けた取り組みを実施しています。また、年度計画や取組状況については、定期的に経営会議に報告しています。

具体的には、BMI、血糖、血圧、脂質、肝機能等の検査結果や、喫煙習慣、運動習慣、朝食摂取率、飲酒頻度等の問診結果から生活習慣病リスクを把握し、社員の健康増進に向けた対策を立案、推進しています。特に、リテラシー向上対策、健康増進対策、生活習慣病予防対策、働きがい向上対策を重点施策として掲げ、「社員および家族の健康管理のための取り組み」「生活習慣病リスクの低減に向けた取り組み」「メンタルヘルスのための取り組み」「社員の健康増進に向けた取り組み」等の取り組みを実施しています。

こうした体制の下で健康経営を推進し、お客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けしてまいります。



企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社グループは、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社のもと、当社および子会社3社で構成され、損害保険事業を営んでいます。2026年7月1日現在の事業系統図は以下のとおりです。

(1) 損害保険事業および保険関連事業

損害保険事業を営んでいる会社は、当社です。

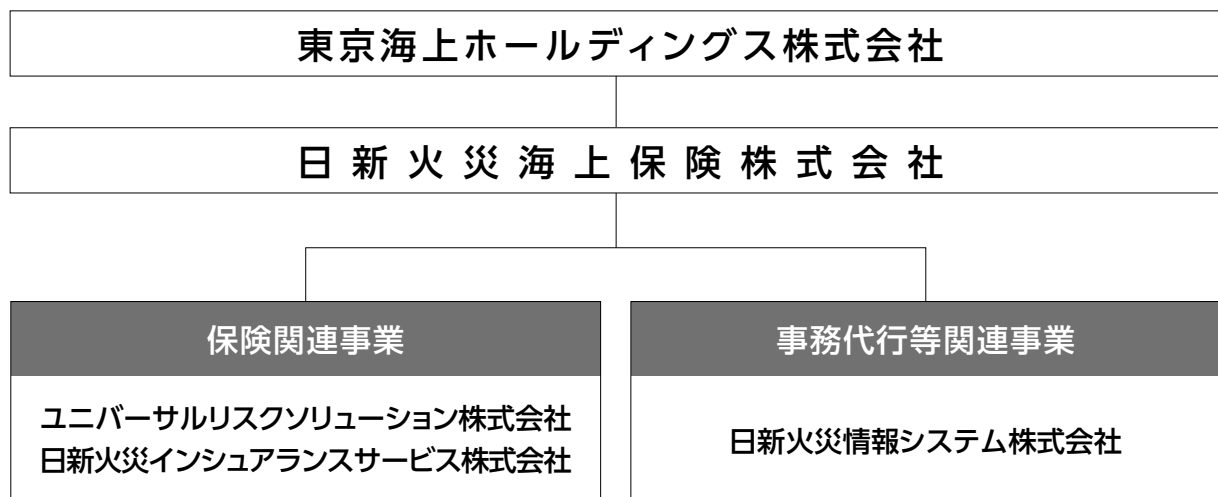
保険関連事業を営んでいる会社は、子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社および日新火災インシュアランスサービス株式会社であり、それぞれリスクコンサルタント業務、保険募集代理業務等を主要事業としています。

(2) 事務代行等関連事業

事務代行等関連事業を営んでいる会社は、子会社である日新火災情報システム株式会社であり、システム開発業務等を主要事業としています。

〔事業系統図〕

(2026年7月1日現在)



子会社

(2026年7月1日現在)

会 社 名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災情報システム株式会社	1988. 11. 1	百万円 20	100 %	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、ソフトウェア開発
ユニバーサルリスク ソリューション株式会社	2000. 4. 11	10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務
日新火災インシュアランス サービス株式会社	1957. 7. 24	20	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険募集代理業

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は1,295百万円でした。

主要な設備の状況

(2026年3月31日現在)

店 名	所 属 出 先 機 関	帳 簿 価 額 (百万円)				従業員数
		土地(面積 m ²)	建 物	動 産	リース資産	
東 京 本 社※1	9 店	10,330(2,600)	3,827	357	—	694 人
さ い た ま 本 社	—	2,558(7,677)	1,307	688	—	96
関 越 事 業 部	8	—(—)	—	22	—	122
北 海 道 事 業 部	6	—(—)	—	17	—	82
東 北 事 業 部	10	936(1,196)	456	39	—	159
静 岡 事 業 部	2	3(155)	84	15	—	63
東 海 事 業 部	4	3(577)	636	77	—	177
北 陸 信 州 事 業 部	4	—(—)	—	17	—	82
関 西 事 業 部	20	163(679)	320	88	—	392
中 国 事 業 部						
四 国 事 業 部	10	—(—)	—	29	—	193
九 州 事 業 部						

※1 首都圏事業部、東関東事業部を含む。

(注)1. 上記「店名」は、本社または事業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本社または事業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。

2. 上記はすべて営業用設備です。

3. 上記のほか、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
名古屋ビル (名古屋市中区)	0 (171)	188

4. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

店舗ネットワーク

(2026年7月1日現在)

部※1	14
サービス支店※2	18
支店	46
支社	21
損害サービス拠点	58

北海道

部	1
サービス支店	1
支店	2
支社	5
損害サービス拠点	3

東北

部	1
サービス支店	5
支店	4
支社	2
損害サービス拠点	4

中国・四国

部	1
支店	5
支社	3
損害サービス拠点	9

関東・新潟・山梨

部	6
サービス支店	2
支店	17
支社	2
損害サービス拠点	19

関西

部	2
サービス支店	5
支店	5
支社	2
損害サービス拠点	4

東海・北陸・長野

部	2
サービス支店	2
支店	10
支社	3
損害サービス拠点	13

九州・沖縄

部	1
サービス支店	3
支店	3
支社	4
損害サービス拠点	6

※1 部には、「事業部、マーケット開発部、CX企画部、テレオフィス営業部、東日本損害サービス部、西日本損害サービス部」の合計部数を表示しています。

※2 当社では、各地のサービス支店において、営業と損害サービスを一体化したサービスをお届けしています。

日新火災海上保険株式会社

〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL.03-3292-8000(大代表)

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

